

割賦販売法(後払信用)の概要

2021年6月 商務・サービスグループ 商取引監督課

目次

1.	割賦販売法の概要・・・・・・・・・・・・・・・・ P2
2.	後払信用の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・P6
3.	信用購入あっせんに対する規制の概要・・・・・・ P15
4.	クレジットカード番号等の適切な管理等の概要・・・P57

1. 割賦販売法の概要

- 2. 後払信用の概要
- 3. 信用購入あっせんに対する規制の概要
- 4. クレジットカード番号等の適切な管理等の概要

割賦販売法とは

- 商品代金やサービス代金の分割払い・延べ払いに関する法律。
 - 割賦販売法では、許可制や登録制による開業規制を規定。
 - 事業者の書面交付義務等の行為規制の他、抗弁の接続等の民事規定あり。

割賦販売法の目的

- ▶ 割賦販売等における取引の 公正の確保(取引条件表 示/書面交付等)
- ▶ 購入者等が受けることのある 損害の防止(申し込みの撤回/意思表示の取消等)
- ♪ クレジットカード番号等の管理 措置(カード番号の安全管 理措置/不正利用防止)

割賦販売等に係る取引の健全な発達

消費者保護法

購入者等の利益の保護

秩序法

商品等の流通及び役務の提供の円滑化

国民経済の発展に寄与

割賦販売法の改正の変遷

1961年 (昭和36年) 割賦販売法の制定 割賦流通秩序の確立を目的

割賦販売条件の明示・書面の交付、契約の解除等の制限、所有権の推定、標準条件の公示、前払式割賦販売業者の登録等。

1968年改正 (昭和43年)

前払式割賦販売の拡大(ミシンから家電、家具、楽器等)に伴う問題等への対処

登録制を許可制に強化等。

1972年改正 消費者保護、友の会・互助会への対応

(昭和47年)

開示のルールの強化。クーリング・オフ制度の創設。前受金保全措置の強化。適用範囲の拡大(ローン提携販売、前払式特定取引

を対象。割賦購入あっせんにつきカード等に拡大)等。

1984年改正 販売信用の拡大と取引形態の多様化への対応

(昭和59年)

割賦購入あっせんに対し、開示ルール等の消費者保護ルールの適用。抗弁権の接続に関する規定の創設等。

1999年改正 継続的役務のトラブル、金銭消費貸借契約によるトラブルへの対応

(平成11年) 役務・権利の規制対象への追加。割賦購入あっせんの定義の明確化等。

2000年改正 内職・モニター商法のトラブル、インターネット等による割賦販売の多様化への対応

(平成12年) カードレス取引の規制対象化、業務提携誘因販売取引に対する消費者保護規制の適用。

2004年改正 マルチ商法等による消費者トラブルへの対応

(平成16年) 連鎖販売取引に対する消費者保護規定の適用等。

2008年改正 悪質加盟店及び過剰与信に係る消費者トラブル、クレジットカード情報及び個人信用情報

(平成20年) **の漏えいへの対応**

加盟店の勧誘行為調査義務、過剰与信防止義務、クレジットカード番号等の適切な管理義務の創設等。

2016年改正 加盟店におけるクレジットカード番号等の漏えい事件や不正使用被害への対応

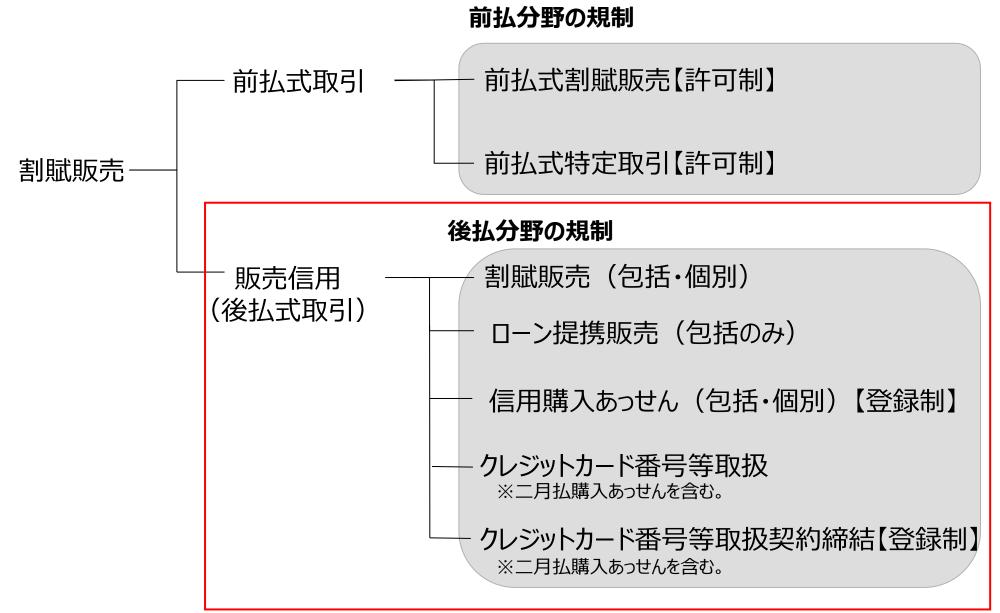
(平成28年) クレジットカード番号等取扱契約締結事業者の加盟店調査、登録制の創設。加盟店に対するクレジットカード番号等の適切な管理及び不正利用防止対策の義務付け等。

2020年改正 新しい技術・サービスに対応し、安全・安心に多様な決済手段を利用できる環境を整備

(令和2年) 少額の分割後払い規制の導入、審査手法の高度化への対応、QRコード決済事業者等のセキュリティ対策強化等。

4

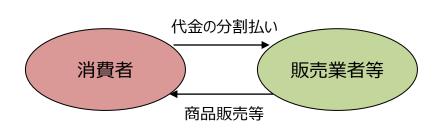
規制対象となる取引



- 1. 割賦販売法の概要
- 2. 後払信用の概要
- 3. 信用購入あっせんに対する規制の概要
- 4. クレジットカード番号等の適切な管理等の概要

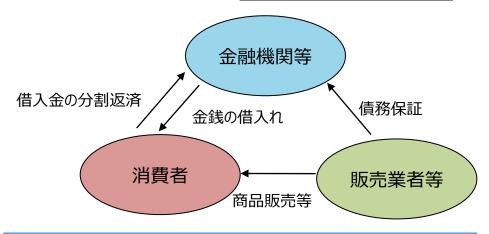
規制対象となる取引形態

(1) 割賦販売 (指定商品、指定役務、指定権利)



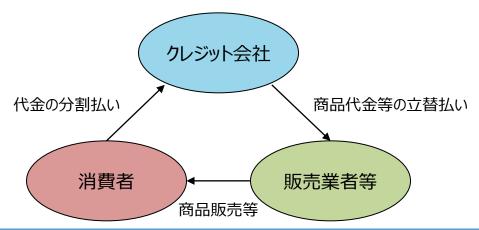
消費者から、商品等の代金の支払いを、2か月以上かつ3回以上 の分割払いで受ける方法により指定商品、指定役務、指定権利を 販売する取引。

(2) ローン提携販売 (指定商品、指定役務、指定権利)



消費者が、販売会社から購入する商品等の代金を金融機関から借り入れ、2 か月以上かつ3回以上で分割返済することを条件に、販売会社が消費者の 債務を保証し、指定商品、指定役務、指定権利を販売する取引。

(3) 信用購入あっせん (クレジット) (<u>権利のみ指定</u>あり)



消費者が、特定の販売会社(加盟店)で商品等を購入することを条件に、クレジット会社が当該商品の代金を消費者に代わって販売会社に立替払いをし、後日、消費者が当該代金をクレジット会社に2か月を超えて支払う取引。

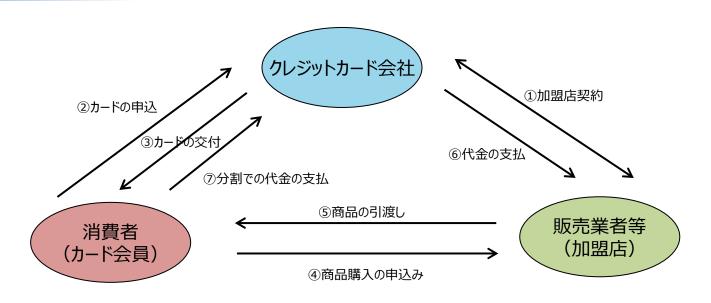
支払回数は問わない。

規制対象となる取引とその範囲

	定義(割賦要件)	指定商品制
割賦販売 (第2条第1項)	2カ月以上かつ3回払い以上	指定商品、指定役務 及び指定権利
ローン提携販売 (第2条第2項)	2カ月以上かつ3回払い以上	指定商品、指定役務 及び指定権利
信用購入あっせん (第2条第3項及び第4項)	2カ月を超える (ボーナス一括払いも含む)	商品・役務及び指定権利

- 割賦販売及び信用購入あっせんは、①包括方式、②個別方式に分類される。
 - …包括信用購入あっせんには、<u>極度額10万円以下のカードを発行する**登録少額包括信用購入**あっせん業者</u>が定められている。
- ローン提携販売については、包括方式のみ。
 - ※個別方式のローン提携販売は、個別信用購入あっせんに該当。
- 指定商品、指定役務、指定権利については、割賦販売法施行令第一条の別表で定めている。

包括信用購入あっせんの仕組み



- ①クレジットカード会社と販売業者(加盟店)との間で、クレジットカードの利用に関する契約を締結 (加盟店契約)
- ②③消費者からのカード発行の申込を受け、クレジットカードを交付(クレジットカード契約)
- ④⑤消費者が加盟店で利用したクレジットカードを提示して商品を購入
- ⑥クレジットカード会社が加盟店に商品代金の立替え払い
- ⑦消費者がクレジットカード会社に分割等で商品代金の支払い

包括信用購入あっせんに関する規制の主体となる事業者の整理

「包括信用購入あつせん業者」

包括信用購入あっせんを業とする者

「登録包括信用購入あつせん業者」

「登録少額包括信用購入あつせん業者」

両立しない

包括信用購入あっせんを業として営む者

「認定包括信用購入あつせん業者」

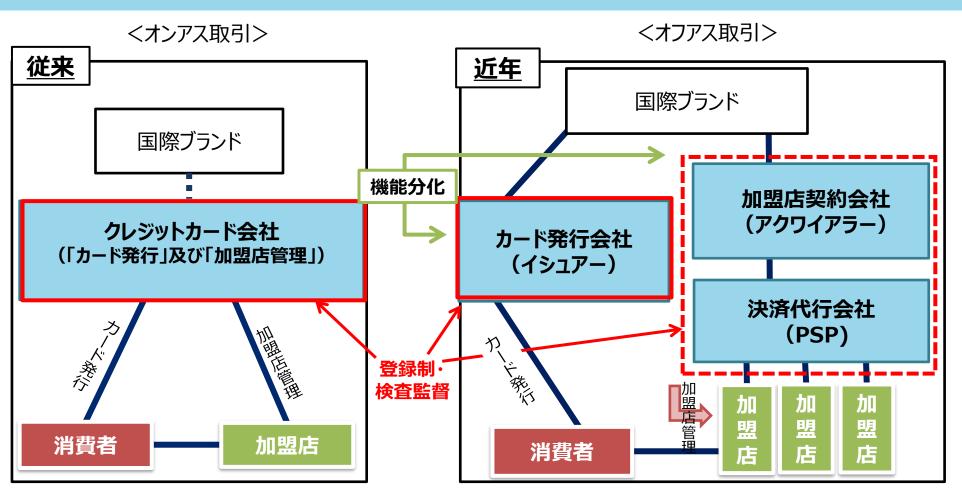
「包括信用購入あつせん業者」のうち、 「包括支払可能見込額の調査」に代わる各社の与信審査手法を用いる事業者として認定を受けた事業者 「包括信用購入あつせん」のうち、<u>極度</u> 額が政令で定める金額(10万円) 以下のものを業として営む者

「包括信用購入あつせん業者」のうち、各社の与信審査手法を用いる事業者として登録(※)を受けた事業者

(※) 認定制度は設けられていない。

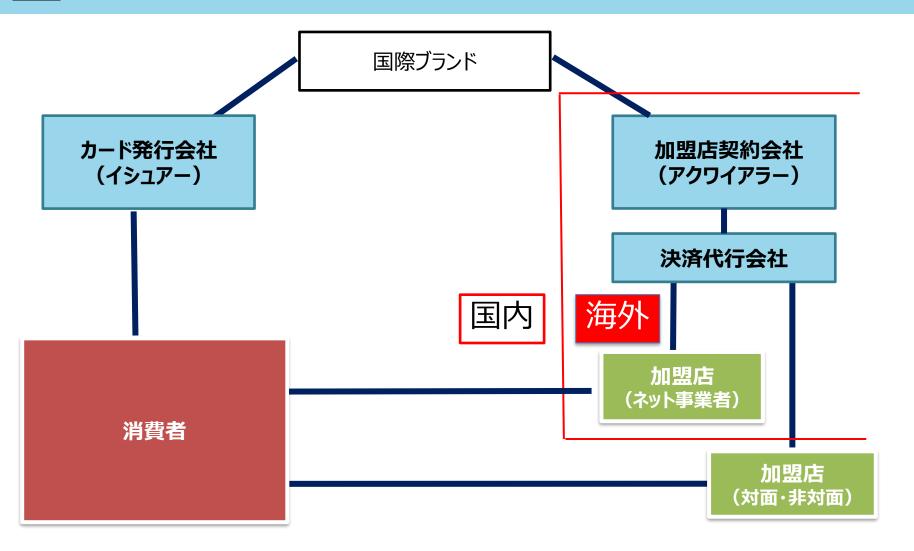
(参考) クレジットカード取引に関わる主体の多様化①

- 割賦販売法は、従来、カード発行業者自身が加盟店と契約する取引(オンアス取引)が前提。
- 近年、国際ブランドを通じ、カード発行業者と加盟店契約業者が異なる取引(オフアス取引)に
 おいてカードを利用できる環境が一般化してきたことから、オフアス取引も念頭に置いた規定に改正。
- さらに、いわゆる決済代行業者が加盟店契約業者と加盟店の間に入る契約も増加。

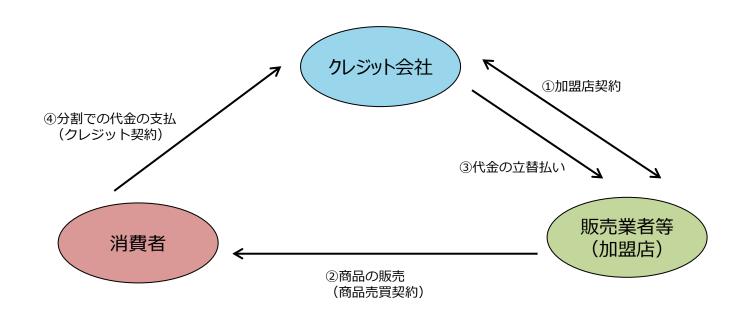


(参考) クレジットカード取引に関わる主体の多様化②

• インターネットの飛躍的発展により、消費者が海外ネット加盟店との取引をクレジットカードで支払うことが容易になるとともに、**国内加盟店であっても、海外決済代行業者や海外アクワイアラーと** 契約することによって、消費者にカード利用できる環境を提供している例も生じている。



個別信用購入あっせんの仕組み



- 消費者が販売店で商品を購入するごとに、クレジット会社とクレジット契約を締結。クレジット会社は加盟店に商品代金の立替払いを行い、消費者はクレジット会社に商品代金を分割等で支払う取引形態。
- 例:オートローン、リフォームローン、家電製品のクレジット等

個別信用購入あっせんの仕組み(金銭消費貸借契約)

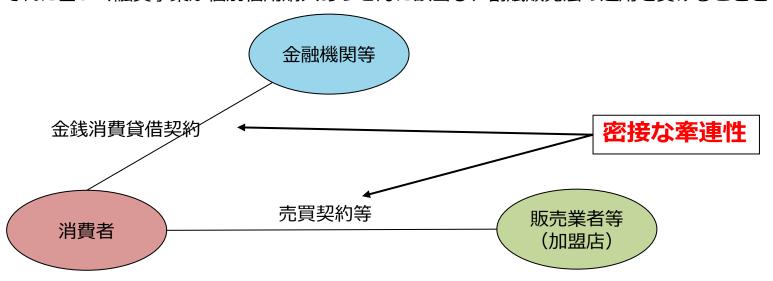
《個別信用購入あっせんの定義》

- ①特定の販売業者等からの
- ②商品等の購入等を条件として、
- ③代金等に相当する額を当該販売業者等に交付し(※)
- ④ 当該額を消費者から受領する
 - (※) 直接販売業者等に交付する場合のみならず、販売業者等以外の者を通じて販売業者等に交付する場合も含まれる

《留意点》

契約形態は問わず、取引構成が上記の定義に該当する場合には、「個別信用購入あっせん」に該当する。

金銭消費貸借契約と売買契約等との間に密接な牽連性が認められる場合には、金銭消費貸借の形式をとっていたとしてもそれに基づく融資事業が個別信用購入あっせんに該当し、割賦販売法の適用を受けることとなる。



密接な牽連性の有無については、貸付契約と販売契約との手続的一体性・内容的一体性や、金融機関と販売業者等との一体性(加盟店契約・人的関係・資本関係等)等の要素を考慮し、総合的に判断される。

- 1. 割賦販売法の概要
- 2. 後払信用の概要
- 3. 信用購入あっせんに対する規制の概要
- 4. クレジットカード番号等の適切な管理等の概要

法規制の全体像(包括信用購入あっせん)

- 行政規制
- ・ 取引条件の表示義務、広告規制 (第30条)
- ・ 支払可能見込額調査、算定及びこれを超える与信

禁止 (第30条の2、認定:第30条の5の5、

少額:第35条の2の4 ほか)

- 情報提供義務 (第30条の2の3)
- ・ 個人情報の取扱い、業務委託の適確な遂行、苦 情の適切・迅速な処理等 (第30条の5の2)
- ・ 定期報告(認定:30条の5の4、少額:35条の2の7)
- 登録制 (第31条、少額:第35条の2の3 ほか)

登録に当たっては一定の財務・業務運営の体制整備が必要

- 変更の認定/登録/届出、営業廃止の届出義務 (第33条の3、認定:30条の5の4、少額:35条の2の13 ほか)
- ・ 基礎特定信用情報の提供 (第35条の3の56 ほか)
- ・ クレジットカード番号等の適切管理

(クレジットカード番号等取扱業者:第35条の16)

・ クレジットカード番号等取扱契約

(クレジットカード番号等取扱契約締結事業者:第35条の17の2~)

二月払購入あっせん(マンスリークリア)も対象

● 民事ルール

・ 契約の解除等の制限

(第30条の2の4、認定:第30条の5の7、少額:第35条の2の6)

・ 契約の解除等に伴う損害賠償等の額の制限

(第30条の3)

- ・ 抗弁権の接続 (第30条の4、第30条の5)
- 行政権限等
 - 改善命令

(第30条の5の3・第34条

認定:第30条の6

少額:第35条の2の8・第35条の3

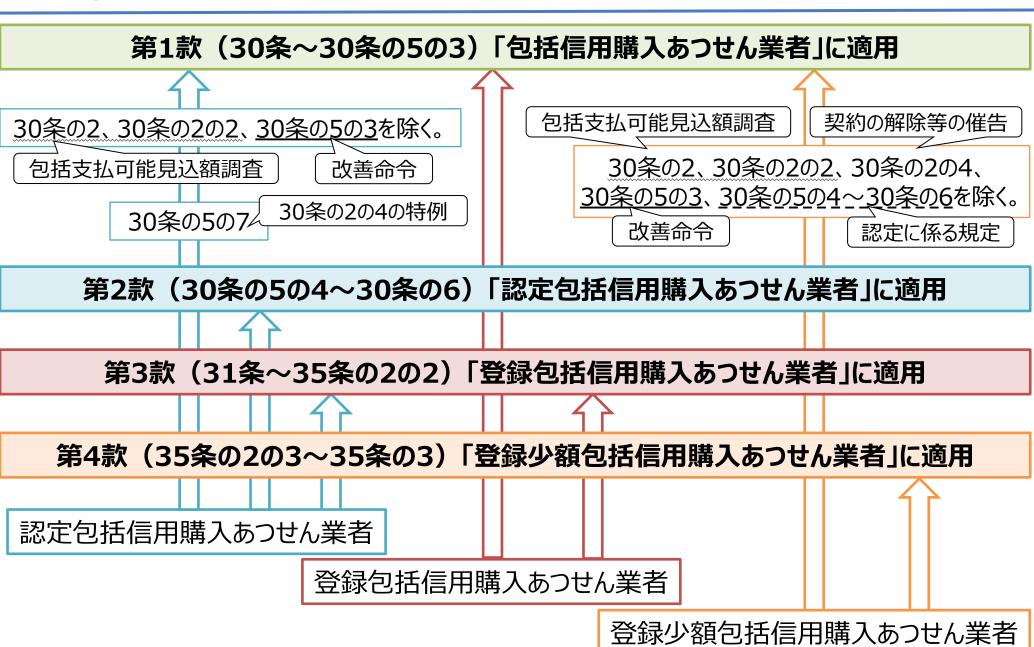
クレジットカード番号等取扱業者(加盟店を除く):第35条の17クレジットカード番号等取扱契約締結事業者:35条の17の10)

- ・ 認定取消し(認定:30条の5の4)
- ・ 業務停止命令、登録取消し

(第34条の2、少額:35条の2の14)

- 報告徴収、立入検査 (第40、41条)
- 刑事罰 (第49条ほか)
- ●その他
 - 指定信用情報機関 (第35条の3の36~59)
 - ・ 認定割賦販売協会 (第35条の18~24)

包括信用購入あっせんに関して適用される条文



法規制の全体像(個別信用購入あっせん)

- 行政規制
- ・ 取引条件の表示義務、広告規制 (第35条の3の2)
- 支払可能見込額調査及びこれを超える与信禁止 (第35条の3の3・4)
- ・ 勧誘行為調査及び違法勧誘に係る与信禁止 (第35条の3の5 ほか)
- <u>・ 書面交付義務</u> (第35条の3の8・9)
- ・ 個人情報の取扱い、業務委託の適確な遂行、苦 情の適切・迅速な処理等 (第35条の3の20)
- ・ **登録制** (第35条の3の23 ほか)
- 登録の更新 (3年ごと) (第35条の3の27)

登録に当たっては一定の財務・業務運営の体制整備が必要

・ 変更届出、営業廃止の届出義務

(第35条の3の28・35)

- ・ 基礎特定信用情報の提供 (第35条の3の56 ほか)
- ●その他
 - 指定信用情報機関 (第35条の3の36~59)
 - 認定割賦販売協会 (第35条の18~24)

● 民事ルール

- · 与信契約のクーリングオフ (第35条の3の10·11)
- 過量販売に係る与信契約の申込みの撤回等 (第35条の3の12)
- ・ 不実告知等による与信契約の申込み又はその承諾の 意思表示の取消し (第35条の3の13~16)
- 契約の解除等の制限 (第35条の3の17)
- 契約の解除等に伴う損害賠償等の額の制限 (第35条の3の18)
- 抗弁権の接続(第35条の3の19)

● 行政権限等

- ・ 改善命令 (第35条の3の20・31)
- 業務停止命令 (第35条の3の32)
- ・ 登録取消し (第35条の3の32)
- 報告徴収、立入検査 (第40、41条)
- 刑事罰 (第49条ほか)

主な内容

- 3-1. 登録
- 3 2. 過剰与信防止義務
- 3-3.業務の運営に関する措置
- 3-4. 加盟店の勧誘行為調査
- 3-5. 情報提供/書面交付義務
- 3-6. 民事ルール
 - ①個別クレジットのクーリング・オフ、②過量販売、③不実告知等
 - ④支払停止の抗弁、⑤契約解除等の制限、⑥損害賠償等の額の制限

参考:定期報告/事業報告の提出先等について

3-1. 登録

【法第31条~第35条の2の2、第35条の2の9~35条の3、第35条の3の23~35】

● 信用購入あっせん業者(包括・個別)について登録制を採用。

	包括信用購力	個別信用購入 1504/ 学学	
	登録包括信用購入あっせん業者	登録少額包括信用購入あっせん業者	· 個別信用購入あっせん業者 -
目的	加盟店保護を目的とした財務的な健全性の確保、消費者保護を目的とした支払可能見込額調査等 の履行体制確保。		消費者保護目的で課される行為規制を履行で きるだけの財産的基盤や人的体制の確保。
登録の 拒否事由	 □ 国内に営業所を有しない ○ 資本又は出資の額が2,000万円に満たない ○ 純資産比率が90%未満 ○ 登録取消しの日から5年を経過しない ○ 割賦販売法又は貸金業法に基づく刑の執行を終わり又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を未経過 ○ 役員の不適格事由に該当する場合 ○ 暴力団員等との関連が認められる業務に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認める相当の理由がある ○ 法の遵守体制や苦情処理体制が未整備等 	 □ 国内に営業所を有しない ○ 純資産額が負の値でないこと及び以下のいずれかを満たすとの要件を満たさない ① 親会社との合算で純資産比率が90%以上 ②事業開始日から5年以内に純資産比率が90%以上である見込みあり ③事業開始日から5年以内に純資産額が1,000万円以上である見込みあり ○ 登録取消しの日から5年を経過しない ○ 割賦販売法又は貸金業法に基づく刑の執行を終わり又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を未経過 ○ 役員の不適格事由に該当する場合 ○ 暴力団員等との関連が認められる ○ 業務に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認める相当の理由がある ○ 法の遵守体制や苦情処理体制が未整備 ○ 利用者支払可能見込額の算定の方法や体制の基準不適合等 	 ○ 純資産額が政令で定める額(5,000万円)未満 ○ 登録取消しの日から5年を経過しない ○ 割賦販売法又は貸金業法に基づく刑の執行を終わり又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を未経過 ○ 役員の不適格事由に該当する場合 ○ 暴力団員等との関連が認められる ○ 業務に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認める相当の理由があるおそれがあると認める相当の理由がある ○ 法の遵守体制や苦情処理体制が未整備等
登録の 更新	不要	不要	3年毎の更新要

3-2. 過剰与信防止義務(全体概要)

【法第30条の2、第30条の2の2、第30条の5の5~6、第35条の2の4~5、第35条の3の3~4等】

- 多重債務の防止のため、信用購入あっせん業者は、利用者とのクレジット契約の締結に先立って、 支払可能見込額を算定するための調査を行わなければならない。
- 支払可能見込額を超えるクレジット契約の締結は禁止。
- 各社の与信審査手法による認定業者・少額登録業者は、延滞率の適正管理が求められる。

包括信用購入あっせん業者 (認定・少額を除く。)	認定包括信用購入	登録少額包括信用購入	個別信用購入
	あっせん業者	あっせん業者	あっせん業者
包括支払可能見込額	利用者支払可能見込額 の調査・算定		個別支払可能見込額
の調査・算定	延滞率 の適正管理		の調査・算定

▶包括クレジット (クレジットカード) 【クレジットカード交付前、極度額増額前に調査】 (包括信用購入あっせん業者)

極度額 > 包括支払可能見込額×⁹⁰/₁₀₀ ⇒ **カード交付等の禁止** (認定包括信用購入あっせん業者・登録少額包括信用購入あっせん業者) 極度額 > 利用者支払可能見込額 ⇒ **カード交付等の禁止**

▶個別クレジット(オートローン等)【契約締結前に調査】 年間支払額>個別支払可能見込額 ⇒ 契約締結の禁止

年収を基準として画一的に算定

「包括支払可能見込額/個別支払可能見込額」とは、

クレジット債務を支払うために、利用者が現に生活している住宅を奪われず、最低限度の生活を維持でき、債務を持続的に支払可能と見込まれる1年あたりの額。

71

3-2. 過剰与信防止義務(全体概要)

【第30条の5の5~6、第35条の2の4~5】

「利用者支払可能見込額」とは、

最低限度の生活の維持に支障を生ずることなく、利用者が包括信用購入あっせんに係る購入又は受領の方法により購入しようとする商品若しくは指定権利の代金又は受領しようとする 役務の対価に相当する額の支払に充てることができると見込まれる額。

- ⇒ <u>事業者が利用者ごとに算定する**与信限度額**のこと</u>。
- ⇒ 認定業者・少額登録業者は、包括支払可能見込額を算定するのではなく、<u>各事業者の創意工夫により構築した与信審査手法</u>により、利用者支払可能見込額を算定。
- ⇒ 審査手法が画一的ではない一方で、**延滞率の適切な管理**が求められる。



消費者は、「利用者支払可能見込額」の範囲内でクレジットを利用することとなるため、過剰なクレジット利用が防止され、安心してクレジットを利用できる。

3-2. 過剰与信防止義務(包括/個別支払可能見込額調査)

包括/個別支払可能見込額の算定の基礎となる事項【加算対象】

- ○年間の収入
- ○預貯金(必要な場合に限る。)
- ○購入される商品の価額(合理的な算定が可能な場合(※個別クレジットのみ))

【減算対象】

- ●調査時点でのクレジット債務額・支払状況
- ●調査時点での借入の状況
- ●生活維持費

信用購入あっせん業者は、上記とあわせ、支払可能見込額の算定に必要な事項であって客観的に判断することができるものを調査し、支払可能見込額を算定



個別支払可能見込額を超えるクレジット契約の締結の禁止

包括支払可能見込額 $\times \frac{90}{100}$ を超える極度額のクレジットカードの交付の禁止

3-2. 過剰与信防止義務(包括/個別支払可能見込額調査)

○年収

- 1. 年収の調査は、以下の方法による。
 - ① 利用者からの申告
 - ② その他適切な方法
 - (ア) 家計簿アプリ等の FinTech によるサービスを通じて蓄積したデータを用いた利用者の年収や預貯金の調査(無限定な調査方法を許容する趣旨ではなく、当該調査方法合理性についてはカード会社に説明責任が課される。)
 - (イ) 利用者からの申告もFinTech技術による調査もできない場合には、利用者から申告を受けた(FinTech技術の活用により合理的に取得した場合も含む。)年齢、勤務先の情報による年収の合理的推計
- 2. 専業主婦などにカードを発行する場合、以下の方法により取得した「生計を一にする者」の収入を合算して算定することが可能。
 - ①「生計を一にする者」からの年収の申告
 - ② その他適切な方法
 - ⇒主として配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上の婚姻関係と同様の事情にある者を含む)の収入により生計を維持している者(特定配偶者)<u>による申告</u>は「その他適切な方法」として認められる。
- 3. なお、「生計を一にする者」の収入を合算する場合、合算される側から「書面その他の適切な方法」による同意が必要であるが、「特定配偶者」であれば、他方配偶者の年収を合算するに際して、他方配偶者の同意は不要。

3-2. 過剰与信防止義務(包括/個別支払可能見込額調査)

○預貯金

- 無収入等であるものの、資産を有する者等に対して与信を行う場合に、補完的に預貯金等を調査するものであって、プライバシー保護の観点から、支払可能見込額の算定に必要な場合にのみ調査。
- 調査方法は、利用者による自己申告、又はその他の適切な方法による。
 - → 「その他適切な方法」の考え方は、《年収》の1.②(ア)と同一。ただし、同(イ)のよう な預貯金の推定は不可。
- 年収と同様のルールで「生計を一にする者」の預貯金を合算して算定することが可能。

●クレジット債務

- 支払可能見込額の調査を行うに当たって、<u>指定信用情報機関が保有するクレジット債務の支払</u> 状況等に関する情報(クレジット債務の額、支払の遅延の有無等)を調査することが義務づけ られている。
 - また、クレジット会社は、顧客の氏名・住所・生年月日等の<u>本人の属性情報と、クレジット債務の</u> 支払状況に関する情報を指定信用情報機関に登録しなければならない。
- 「生計を一にする者」の年収等を合算して算定する場合には、当該者のクレジット債務についても 合算して算定することが必要。

- 利用者支払可能見込額を算定することとなる認定制度は、カード会社による利用者の支払実績等の膨大なデータに基づく、各社の創意工夫による与信審査を可能とするもの。(包括支払可能見込額調査の特例)
- 他方、事前・事後チェックにより、過剰与信防止を図る。
- 少額登録制度における過剰与信防止義務は、基本的に認定業者と同様。

【監督の枠組み】

事前チェック

以下の事項を審査、認定/登録

- (1) 技術・データを用いた与信審査手法 (与信審査手法、延滞率)
- (2) 適正運用のための内部管理体制の整備

事後チェック

(1) 定期報告(事業年度ごと)

延滞率の適正管理ができていることをチェック

(2) 改善命令・認定取消し等

上限延滞率・想定延滞率を超過した場合等



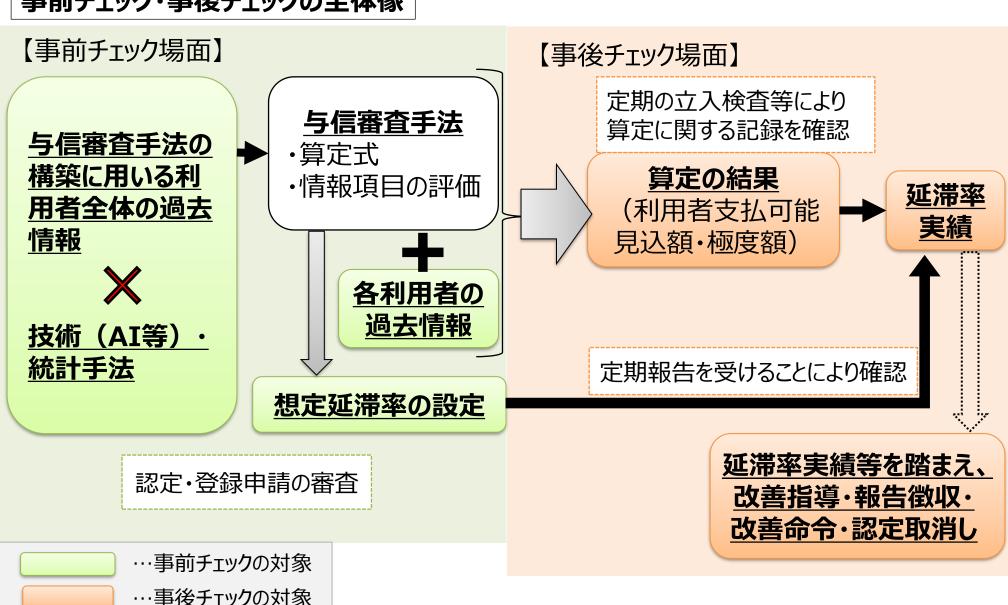
- ▶ 各事業者の実態に鑑み、認定を取得するか、包括支払可能見込額調査によるかを判断
- 少額登録業者は各社の与信審査手法による。

(当該調査を与信審査手法とする認定/登録は認められない)

【包括支払可能見込額調查】

- 極度額 ≤ 包括支払可能見込額 × 90/100
- 包括支払可能見込額 = 年収(+預貯金) クレジット債務 生活維持費

事前チェック・事後チェックの全体像



事前チェック(認定・登録の基準)

技術(AI等) 統計手法 与信審査手法の構 築に用いる利用者 全体の過去情報

与信審查手法 •算定式

- ・情報項目の評価

不適正又は不十 分な技術及び情 報を利用していな いこと

利用者の支払能力に 関する情報を差別、偏 見等が生じるおそれの ある方法により利用し ていないこと

各利用者の 過去情報

想定延滞率の設定

利用者支払可能見込額の 算定の円滑な実施を確保す るために必要な体制

- (認定) 省令に基づいて指定信用情報機関が算定 する**延滞率を超えないよう延滞率を管理**すること
- (少額) 省令に基づいて指定信用情報機関が算定 する**延滞率に照らし、延滞率を適切に管理**すること

算

定

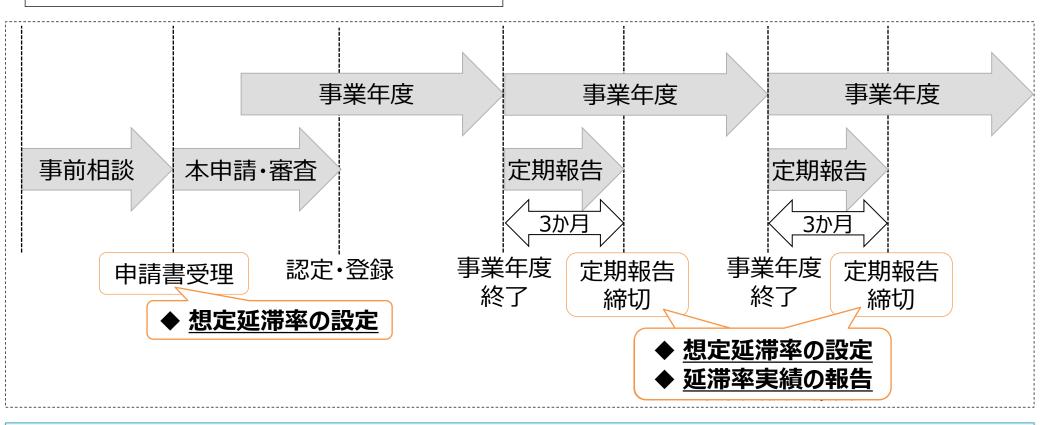
<u>න</u>

結

果

28

延滞率に関するルール(延滞率の管理)



- ▶ 認定業者/少額登録業者は、申請や定期報告において、当該事業者の過去延滞率等を踏まえ、事業年度ごとに想定延滞率を設定。過去延滞率等は指定信用情報機関から提供を受ける。
- ▶ 定期報告における延滞率実績が上限延滞率又は想定延滞率を超える場合には、他社の延滞率状況等に鑑み、改善指導や改善命令の監督を行う。

○延滞率の定義

延滞率 = Bに対するAの割合

A: Bのうち、Bに定める時点で延滞 (施行規則第118条第2項第1号口に規定する「支払の遅延」をいう。以下同じ。) している包括信用購入あっせんに係る債務を含むカード等の契約件数

B: <u>一定の時点における包括信用購入あっせんに係る債務が残存するカード等</u> (当該時点の5年前から 当該時点までの期間を超えて延滞が継続している包括信用購入あっせんに係る債務を含むカード等を 除く。)の**契約件数**

○過去延滞率の定義

各包括信用購入あっせん業者の過去3年分の事業年度における延滞率の平均値

○平均延滞率の定義

包括信用購入あっせん業者全体(一定の時点の6か月前から当該時点までの間カード等を新規に交付し又は付与していない包括信用購入あっせん業者を除く。)のカード等の総契約件数に基づいて算定した 延滞率の過去3年分の平均値

○上限延滞率の定義

包括信用購入あっせん業者全体(一定の時点の6か月前から当該時点までの間カード等を新規に交付し又は付与していない包括信用購入あっせん業者を除く。)から過去延滞率の高い5%の包括信用購入あっせん業者を除いた場合における各包括信用購入あっせん業者の過去延滞率うち、最も高い過去延滞率の過去3年分の平均値

○上限延滞率の定義について

【具体例】

6か月間カー

ド等を発行し

ていない事業

者は入らない。

包括業者	過去延滞率
1社目	0.5%
2社目	0.6%
3社目	0.8%
90社目	6.7%
91社目	6.9%
92社目	7.4%
93社目	7.5%
94社目	7.6%
95社目	<u>8.2%</u>
96社目	8.5%
97社目	8.9%
98社目	9.2%
99社目	9.5%
100社目	10.1%

○<u>上限延滞率の定義(再掲)</u>

包括信用購入あっせん業者全体(一定の時点の6か月前から当該時点までの間カード等を新規に交付し又は付与していない包括信用購入あっせん業者を除く。)から過去延滞率の高い5%の包括信用購入あっせん業者を除いた場合における各包括信用購入あっせん業者の過去延滞率うち、最も高い過去延滞率の過去3年分の平均値

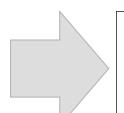
上限延滞率

-5%の事業者を除く。

「高度な技術的手法」による指標として、実態に鑑み、延滞率の高い5%の事業者を除くこととした。

○延滞率設定のルール(認定制度)

- 指定信用情報機関に提供依頼
- ① 当該包括信用購入あっせん業者の過去延滞率に照らし、想定延滞率を設定。
- ② 過去延滞率を算定することができない包括信用購入あっせん業者は、平均延滞率に照らし、想定延滞率を設定。
- ③ 想定延滞率は、上限延滞率を超えてはならない。
- ④ 想定延滞率の設定に際しては、過去延滞率又は平均延滞率を踏まえ、当該<u>想定延滞率とする理由</u>を説明。
- ○延滞率設定のルール(少額登録制度)
- ① 包括信用購入あっせん業者の<u>事業計画等</u>を基本として、平均延滞率及び上限延滞率を参考にした上で、想定延滞率を設定。
- ② ①の想定延滞率の設定に際しては、①の事業計画等を基本として、平均延滞率及び上限延滞率にも鑑み、当該**想定延滞率とする理由**を説明。
- ③ 過去延滞率を算定することができる場合には、<u>事業計画等</u>及び<u>過去延滞率</u>を踏まえ、想定延滞率を設定。
- ④ ③の想定延滞率の設定に際しては、③の事業計画等及び過去延滞率を踏まえ、当該**想定延滞率とする理由**を説明。



- ▶ 認定制度は、包括支払可能見込額調査の特例であり、延滞率により、この 調査と結果において同等の水準を担保
- ▶ 少額登録制度は、既存の事業者とは別個の制度として、少額であることに 鑑みルールを設定(与信審査におけるリスクベースアプローチ)

○改善命令 (認定制度)

- ▶ 上限延滞率を超過した場合、以下の観点(※)から総合的に改善命令を出すか否か判断。
 - …例えば、上限延滞率を下回る延滞率とすることが著しく困難な場合や、合理的な理由なく延滞率の改善善が行われない場合
- ▶ 想定延滞率のみを超過した場合、「延滞率の管理に著しく支障を生じている場合」であり、以下の観点から総合的に勘案して、改善に向けた取組みを認定信用購入あっせん業者の自主性に委ねることを基本として、改善命令によることに十分な必要性が認められるか否かを慎重に判断。
 - …例えば、利用者支払可能見込額の算定の方法に係るシステムに容易に回復することができない不具合が発生したことにより、利用者支払可能見込額の算定やその結果の管理を適切に行うことが著しく困難な状況にある場合

○<u>改善命令(少額登録制度)</u>

- ▶ 想定延滞率を超過した場合に、以下の観点(※)から総合的に改善命令を出すか否かを判断。
 - …例えば、想定延滞率の設定及びその管理が困難となるような状況が認められる場合

※ 改善命令に際して考慮される観点

- 延滞率実績及び想定延滞率の乖離幅
- 想定延滞率を超過した合理的理由の有無

経済産業省が公表する上限延滞率・平均延滞率

- 当該包括信用購入あっせん業者以外の包括信用購入あっせん業者の延滞率の状況
- 延滞率の改善可能性及び改善状況 等

3-2. 過剰与信防止義務(例外措置)

【法第30条の2、30条の5の5、 第35条の2の5、第35条の3の3】

● 消費者の保護に支障を生ずることがない場合には、過剰与信防止義務は適用されない。

	● 消貨省の保護に文陣を生することかない場合には、週期与信防止義務は週用されない。				
	ケース	対 応			
個別	少額店頭販売品 店頭販売等であって、比較的少額(10万円以下)の生活に必要な耐久消費財 (例:家電、携帯電話)	過剰な債務や延滞等がないこと、過量販売に該当しないこと指定信用情報機関の情報で確認することで、支払可能見込額を行わずクレジット 契約を締結できる。			
信用購入あっせ	追路連达車両法に規定する点検・継続検貨	- 消費者の生活実態に関する丁寧な審査を前提として支払可能見込 額を超えるクレジット契約の締結ができる。			
h.	 緊急的支出 利用者又は生計を一にする者の生命・身体を保護するため緊急に必要とされる商品・役務(例:緊急医療費、介護用品) 少額限度額(登録少額包括信用購入あっせん業者を除く。) 極度額が30万円以下のクレジットカードを発行する場合 	過剰な債務や延滞等がないことを指定信用情報機関の情報で確認 することで支払可能見込額を行わずにカード発行することが可能。			
信用購入あっせん	 一時増額 一定期間だけ、特定の目的(海外旅行、引越費用、冠婚葬祭等)のため、消費者の求めに応じて極度額を増額する場合 緊急的支出 利用者又は生計を一にする者の生命・身体を保護するため緊急に必要とされる商品・役務(例:緊急医療費、介護用品) 	目的・使用場所を確認することで、支払可能見込額調査を行わず極 度額の増額を認める。			
	カードの更新 未利用カード又は少額利用カードの更新	自社カードの残高が5万円未満のカードは更新時の支配可能見込額 調査を行わずカード発行することが可能。			
	付随カード等の交付や増額	親カード等の極度額の範囲内で利用されるので、付随カード単独での支払可能見込額調査は不要。			
	カードの紛失等による再交付など 有効期間内に同じクレジット業者から紛失前のカードに代えて交付される場合に限 る	支払可能見込額調査は不要。 34			

- 信用情報機関とは、個人の支払能力に関する情報(消費者の債務残高・支払履歴等)を集積 し、これを与信事業者に提供する業務を行う者。
- 過剰与信防止義務履行の実効性確保のため、クレジット業者(<u>認定・少額を含む。</u>)が支払可能 見込額の調査を行うにあたり、他社のクレジット債務額や支払状況を調査するために、指定信用情報 機関が有する信用情報を使用することを義務付けている。

【信用情報の使用・提供義務】

- ・クレジット業者は、支払可能見込額調査を行う際は、指定信用情報機関の保有する特定信用情報を使用しなければならない。(※)(包括:法第30条の2第3項、認定:法第30条の5の5第2項、少額:法第35条の2の4第2項個別:法第35条の3の3第3項)※認定・少額の場合には、特定信用情報のうち年間支払見込額については使用が義務づけられていない。
- ・指定信用情報機関に加入するクレジット業者は、保有する基礎特定信用情報を指定信用情報機関に提供しなければならない。 (法第35条の3の56)
- 保護の要請が特に高い特定信用情報(信用購入あっせんに係る債務の支払状況等に関する情報)を取り扱う者として必要な条件を満たす者を経済産業大臣が指定。(法第35条の36)
 - ・一定要件を満たした信用情報機関を国が指定し、監督
 - ・指定信用情報機関が、加入クレジット業者を監督(信用情報の目的外使用の防止)
 - ・目的外使用等を行った個人に対する罰則(注1)

等により、クレジット信用情報の保護を図っている。

(注1)加入クレジット業者の役職員やこれらの職にあった者に対し、特定信用情報の目的外使用を禁止するとともに(法第35条の3の59)、これに 違反した者や情を知って特定信用情報の提供を受けた者は、2年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又は併科の対象(法第50条第2号及び第3号)

3-2. 過剰与信防止義務(指定信用情報機関)

○基礎特定信用情報の提供項目

	包括クレジット	個別クレジット
消費者本 人の属性 情報		保険者証の番号等(これらの番号等を本人確認や本人特 は加入個別クレジット業者が入手した場合に限る)
クレジット 契約に関 する情報	(一)契約年月日(二)クレジット債務残高(三)年間支払見込額(四)包括クレジット債務又は包括クレジットの手数料の支払の遅延の有無(五)包括クレジットを特定するに足りる番号等	 (一) 契約年月日 (二) クレジット債務残高 (三) 年間支払見込額 (四) 個別クレジット債務又は個別クレジットの手数料の支払の遅延の有無 (五) 個別クレジットを特定するに足りる番号等 (六) 契約商品名(契約権利又は契約役務の場合にあっては、当該権利又は当該役務の種類)等 (七) 契約商品の数量(契約権利又は契約役務の場合は、契約権利を行使し得る回数若しくは期間又は役務の提供を受けることができる回数若しくは期間)等

3-3.業務の運営に関する措置

▶苦情の適切かつ迅速な処理のために必要な措置【省令第60条、第94条】

苦情が、加盟店又は自社による利用者等の利益の保護に欠ける行為に起因するかを判別



加盟店が次に該当する場合、

- ・特定商取引法の禁止行為・消費者契約法の契約取消に該当する行為をしたと認めるとき
- ・苦情の発生状況から加盟店が消費者の利益の保護に欠けると認めるとき

【包括】⇒ 苦情の内容をクレジットカード番号等取扱契約締結事業者に通知

【個別】⇒ 苦情の処理のために必要な事項を調査

<u>自社</u>が利用者等の利益の保護に欠ける行為をしたと認めるとき、苦情処理のために必要な事項を調査



業務の改善その他の所要の措置を実施

(例:苦情を申し出た利用者等への調査結果のフィードバック)

3-3.業務の運営に関する措置

- ▶利用者等に関する情報の適正な取扱い【省令第56条~第58条、第89条~第91条】
 - ・利用者等の情報の漏えい等の防止を図るための措置
 - ・利用者等の支払能力に関する情報、特定非公開情報(人種、本籍地等)を目的外使用しない ための措置
- ▶委託先における業務の適確な遂行【省令第59条、第92条】
 - ・受託者の適切な選定
 - ・受託者の業務実施状況の定期的又は必要に応じた確認、検証、指導
 - ・受託業務に係る利用者等からの苦情の処理のための措置
 - ・受託者が当該業務を適切に行うことができない場合の受託者の変更等
 - ・受託者が業務を適確に遂行していない場合の契約の変更や解除等
- ▶購入者等の知識・経験・財産の状況、契約締結の目的に照らした適切な業務 【省令第93条】【個別のみ】
 - ・加盟店の勧誘行為についての調査、その他の方法によって知った事項から、訪問販売・電話勧誘販売に おける過量販売契約に該当するおそれがあると認めるとき
 - ⇒ 個別クレジット契約を締結してはならない。
 - ※消費者に特別な事情がある場合を除く

● 個別信用購入あっせん業者が、特定商取引法の5類型の販売業者のあっせん取引を行う場合、加盟店契約や個別クレジット契約に先立って、加盟店の勧誘行為等に関する事項の調査を行い、その記録を作成・保存しなければならない。

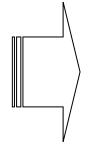
◆調査対象取引

- •訪問販売
- ·電話勧誘販売
- •連鎖販売取引
- •特定継続的役務提供
- ·業務提供誘引販売取引

◆調査内容

特定商取引法で禁止されている又は消費者契約法で 契約の申込み若しくはその承諾の意思表示の取消しが 認められる以下の行為の有無。

- ・重要事項の不実告知
- ・断定的判断の提供
- ・重要事項・不利益事実の故意の不告知
- •威迫•困惑



調査の結果、不適正な勧誘行為を 認めたときはクレジット契約を締結 してはならない。

◆調査記録の作成・保存

※加盟店には、個別信用購入あっせん業者が行う調査に協力するよう努力義務規定が設けられている(法第35条の3の6)

3-4. 加盟店の勧誘行為調査【個別】

▶調査の時期及び対象者・項目

- ① 加盟店契約時調査 個別信用購入あっせん業者が特定商取引法5類型を行っている販売業者等と 新規に加盟店契約を締結しようとする場合に、販売業者等に対して、特定商取引の類型、販売店の名 称・住所・営業地域等の情報、商品・役務の内容、営業実態・信用状況、特商法の処分歴、苦情処理 体制等の<u>調査</u>を行う。
- ②**与信契約時調査** 個別信用購入あっせん業者が消費者と特定商取引法5類型に係るクレジット契約を締結しようとする場合に、消費者に対して、役務・商品の内容等に関する虚偽説明、断定的説明、付帯条件等による申込者の誤認の有無、その他特定商取引法・消費者契約法違反行為の有無などの調査を電話等により行う。
- ③ 苦情対応調査 消費者からの加盟店に関する苦情の内容が特定商取引法の禁止行為等に該当する おそれがある場合、または、特定商取引法 5 類型を行う販売業者等に関する消費者からの苦情の発生状況からみて類似の他の販売業者等に比べ消費者の利益の保護に欠けると認められる場合には、販売業者等に対して、苦情の内容に応じて①または②の項目について必要な調査を行う。

▶調査記録の作成保存の項目

調査年月日、調査の結果等について、書面又は電磁的記録により、作成後5年間保存する。

3-5. 情報提供/書面交付義務

【法第30条、第30条の2の3、第30条の2の4、第35条の3の8~9、第35条の3の17等】

● 消費者が取引条件等を十分に比較検討できるよう、情報提供や書面交付を義務付け。

包括信用購入	人あっせん	個別信用購入あっせん	
包括信用購入 あっせん業者	加盟店(包括)	個別信用購入 あっせん業者	加盟店(個別)
カード交付時カード利用時リボ債務請求時情報提供(利用者の求めがあれば、 書面交付)	カード利用時	個別クレジット契約申込時 個別クレジット契約締結時 書面交付 (利用者の承諾を取得すれば、電子による方法が可能)	• 売買契約等 締結時
契約の解除等の催告時書面交付(利用者の承諾を取得すれば、電子による方法が可能)	情報提供 (利用者の求めがあれ ば、書面交付)	契約の解除等の催告時書面交付のみ	書面交付 (利用者の承諾を 取得すれば、電子 による方法が可 能)
・スマートフォン・パソコ	コン完結型サービス		
完全電子化(書面交付	義務を負わない。)		

3-5.情報提供義務【電子による情報提供の方法】

【法第30条、第30条の2の3】

業者	場面	電子による方法	条件
包括.	カード 交付時	(省令36 II・37 II) ①メール等 ②ウェブ等閲覧+ダウンロード ③磁気ディスク等 ④利用者ごとのウェブ等閲覧 ⑤複数の利用者を対象とするウェ ブ等閲覧	 (省令36Ⅲ・37Ⅲ) ・①~⑤:書面を作成できるもの ・④⑤:カード等に係る取引が終了する日までの 間は閲覧可能な状態を継続 ・⑤:顧客ファイルに閲覧ファイルのURL等を掲載すること及び上記の期間URL等を掲載することにより閲覧ファイルと接続可能な状態を維持
	カード 利用時	(省令50 I・52 II) ①メール等 ②ウェブ等閲覧+ダウンロード ③磁気ディスク等 ④利用者ごとのウェブ等閲覧 ⑤複数の利用者を対象とするウェ ブ等閲覧	 (省令50Ⅲ・52Ⅲ) ・①~⑤:書面を作成できるもの ・④⑤:包括信用購入あつせん受領契約に係る債務の消滅日までの間は閲覧可能な状態を継続 ・⑤:顧客ファイルに閲覧ファイルのURL等を掲載すること及び上記の期間URL等を掲載することにより閲覧ファイルと接続可能な状態を維持
業者	リボ払 い債務 請求時	(省令53 II) ①メール等 ②ウェブ等閲覧+ダウンロード ③磁気ディスク等 ④利用者ごとのウェブ等閲覧	(省令53Ⅲ) ・①~④:書面を作成できるもの ・④: 弁済金に係る債務の全てが弁済その他の事 由により消滅した日(新たに法第三十条の二の三第三項の規定により当該弁済金に係る情報を提供する場合()には、当該情報を提供する日)までの間は閲覧可能な状態を継続

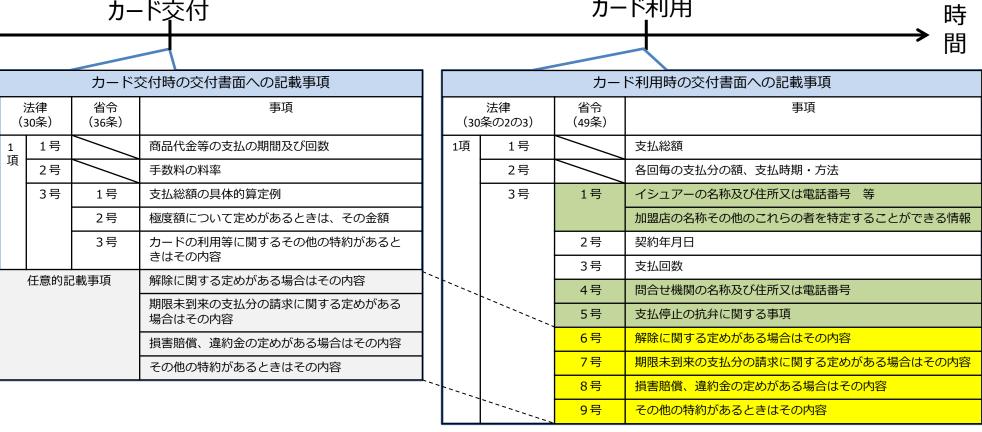
3-5. 情報提供義務【電子による情報提供の方法】 [法第30条、第30条の2の3]

業者	場面	電子による方法	条件
包括信用購入	契約の 解除等 の催告 時	(省令55の4 I ・68の7 I) ①メール等 ②ウェブ等閲覧+ダウンロード ③磁気ディスク等	(省令55の4 II・68の7 II) ・①~③:書面を作成できるもの ・②:メール等の方法により催告に係る事項がウェブ 等上に掲載されていることを購入者等に通知すること
加盟店	カード 利用時 -	(省令55 II) ①メール等 ②ウェブ等閲覧+ダウンロード ③磁気ディスク等 ④利用者ごとのウェブ等閲覧 ⑤複数の利用者を対象とする ウェブ等閲覧	 (省令55Ⅲ) ・①~⑤:書面を作成できるもの ・④⑤:商品の引渡し等が完了する日又は契約締結時から1年を経過する日のうちいずれか遅い日までの間閲覧可能な状態を継続 ・⑤:顧客ファイルに閲覧ファイルのURL等を掲載すること及び上記の期間URL等を掲載することにより閲覧ファイルと接続可能な状態を維持

個別信用購入あっせん業者・加盟店(個別)においては、①~③を電子による方法・条件として規定。

- カード利用時の交付書面の記載事項のうち、カード利用の都度、内容に変更が生ずることがない **事項**(黄色塗り)について、カードを交付する際の取引条件の表示としてあらかじめ情報を提供し ている場合には**省略可能**。
- ただし、利用者利便の観点から、利用の都度、その情報を提供する必要性の高い事項(緑塗 り) については、**省略不可**。

カード利用



3-5. 情報提供義務【加盟店:包括】

- クレジットカード利用時、加盟店は、販売価格、契約年月日、**商品若しくは権利又は役務の種類** 等を購入者等に情報提供する義務が課されている。 (※) 利用者が購入した商品を特定できる 程度の情報で足りる。
- 電子メール等による情報提供が可能であるが、購入者等から書面の交付を求められたときは、 書面を交付しなければならない。

《条件付き販売等の場合の商品等の引渡し時期》

- ・加盟店は、「役務の提供が商品…の販売の条件となっているときは、当該役務の内容、提供時期その他当該役務 に関する事項」を記載した書面を消費者に交付しなければならない。
- (※) 例えば、英会話のレッスン(役務)を受けることを条件として、英会話教材等(商品)を販売するときは、英会話のレッスンの内容、提供時期その他当該役務に関する事項。
- ・もっとも、上記の各事項については、契約の締結時において役務の提供をしないときのみ提供すれば良い。
- ・商品の販売が権利の販売の条件となっているケースや権利の販売が役務の提供の条件となっているケースも同様。

《例外》

以下の契約については、情報提供事項を一部省略できる。

- ・現金提供価格が1万円未満の役務の提供に係る契約及び商品の売買契約
- 一過性の役務の提供契約(例:タクシーの役務提供契約等)

3-5. 情報提供義務【書面交付請求とその例外】

包括信用購入あっせん業者、加盟店(包括)は、利用者に求められた場合には、 書面を交付しなければならない。

業者	場面	交付すべき書面		
包括信用、購入あっせん業者	カード交付時	取引条件に関する法定事項を記載した書面(利用者に適用される包括信用 購入あつせんの取引条件に係るものに限る 。)		
		会員規約等が改訂された場合、カード発行契約締結時から最新の会員規約等の全ての書面を交付する必要がないことを意味。		
	カード利用時	クレジット利用明細等又はリボ払い債務請求等に関する法定事項を記載した書面(包括信用購入あつせんに係る債務が残存する包括信用購入あつせん 関係受領契約に係るものに限る。)		
	リボ払い 債務請求時	過去の全ての利用明細の交付請求に応じなければならないとすると包括 信用購入あつせん業者に過度な負担。		
加盟店(包括)	カード利用時	クレジット利用明細等に関する法定事項を記載した書面		

3-5. 情報提供義務【書面交付請求とその例外】

■ スマートフォン・パソコン完結型サービスでは、書面交付請求に応じる義務を負わない。

スマートフォン・パソコン完結型サービスとは、

①カード番号の付与、②加盟店での後払決済による商品購入、③リボ払い債務請求が、 スマートフォン・パソコン等の電子媒体の使用のみにより完結するサービス。

①カード番号の付与時

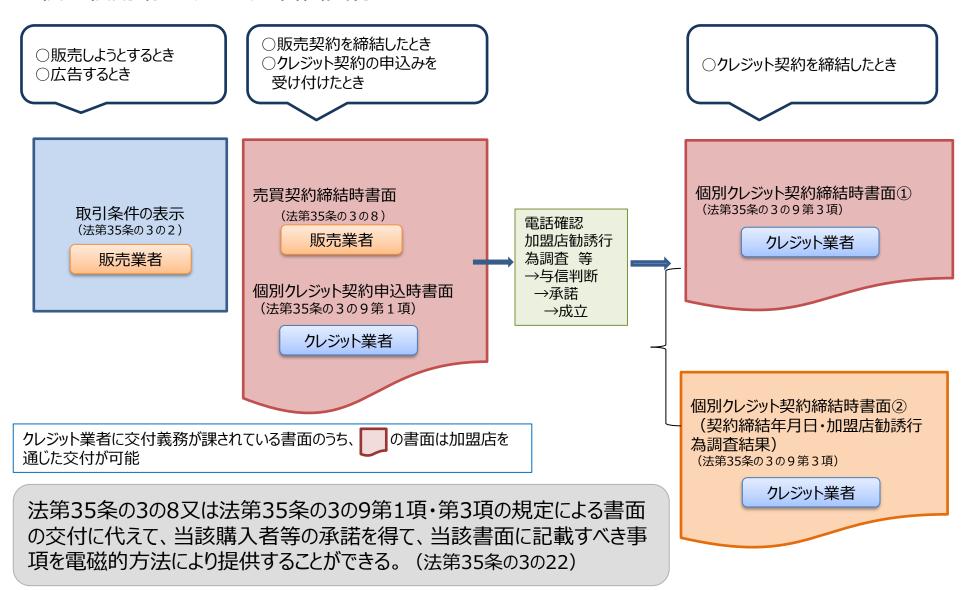
②加盟店での商品購入時(後払決済)

③リボ払い債務請求時

スマートフォン・パソコンのみで完結。プラスチックカード等の物を用いない。

- ○当該サービスに該当しないとする例(割賦販売小委員会令和元年12月20日付報告書31頁)
- ① 物理的カードを同時に/追加で交付する場合
- ② 物理的カードのクレジットカード番号をオンライン入力して決済する場合
- ③ 物理的カードをスマートフォンに紐づけて決済(QR コード決済や NFC 決済等) する 場合

<個別信用購入あっせんの書面交付>



3-6. 民事ルール ①個別クレジット契約のクーリング・オフ

【法第35条の3の10~11】

● 特商法 5 類型取引における個別クレジット契約をクーリング・オフすれば、<u>販売契約も同</u>時にクーリング・オフされる。

《クーリングオフ期間は、個別クレジット書面受領日から》

- ・8日間:訪問販売、電話勧誘販売の方法による個別クレジット契約又は特定継続的役務取引契約 に係る個別クレジット契約
- ・20日間:特定連鎖販売個人契約及び業務提供誘因販売個人契約に係る個別クレジット契約

《適用除外(特商法と同様)》

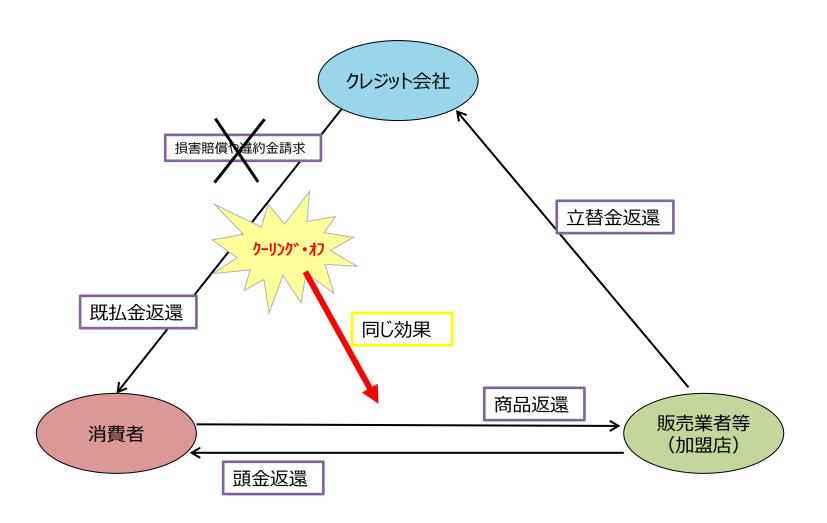
- ・契約の申込み者又は購入者が営業のため若しくは営業として締結する場合
- ・海上タクシー、飲食店、マッサージ、カラオケボックス、自動車、自動車リース、電気
- ・ガス・熱の供給、葬式、消耗品

《効果》

- ・販売契約も同時にクーリングオフされる。
- ・三者間(消費者、販売業者、個別信用購入あっせん業者)で、一括清算できるルールが適用される。

3-6. 民事ルール ①個別クレジット契約のクーリング・オフ

清算ルールの仕組み



3 - 6. 民事ルール ②既払金の返還(過量販売)【個別】 [法第35条の3の12]

● 訪問販売及び電話勧誘販売による<u>通常必要とされる分量を著しく超える商品</u> の売買契約等(過量販売)に対する個別クレジット契約は、1年以内であれば 解除可能とし、既払金返還を認める。

売買契約に先立ち、又は同時に個別クレジット契約が解除された場合、原則として、三者間 (消費者、販売業者、個別信用購入あっせん業者)で、一括清算できるルールが適用される。

<清算ルール>

- クレジット契約に関する損害賠償が制限される。
- 個別信用購入あっせん業者は、立替金相当額を消費者に請求できない。
- 販売業者は、立替金を個別信用購入あっせん業者に返還しなければならない。
- 個別信用購入あっせん業者は、消費者から受け取った既払金を消費者に返還しなければならない。

3-6. 民事ルール ③既払金の返還(不実告知など)【個別】

【法第35条の3の13~16】

● 特商法 5 類型取引を行う販売業者が<u>虚偽の説明をした場合</u>、個別クレジット契約もあわせて取り消すことを可能とし、**既払金返還を認める**。

販売業者が勧誘を行うに あたり、 クレジット契約や販売行 為の内容に不実の告知な どがあった場合



消費者は、 販売契約とともに、 個別クレジット契約を取り消 すことができる。

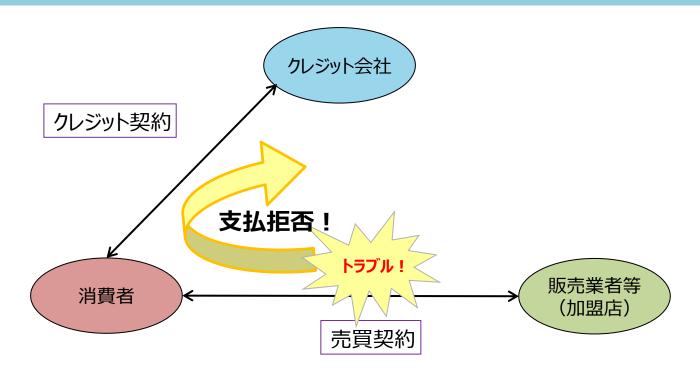
<清算ルール>

- 個別信用購入あっせん業者は、立替金相当額を消費者に請求できない。
- 個別信用購入あっせん業者が販売業者に支払った立替金は、販売業者が個別信用購入あっせん業者に対して返還義務を負う。
- 購入者が個別信用購入あっせん業者に支払った既払金については、個別信用購入あっせん業者に返還を請求できる。

3-6. 民事ルール ④支払停止の抗弁【包括/個別】

【法第30条の4、第35条の3の19】

販売業者等との間で商品の引渡しがない等トラブルが生じた場合、購入者等は、 販売業者との間に生じている事由をもって、クレジット業者からの支払請求を拒否 することができる。

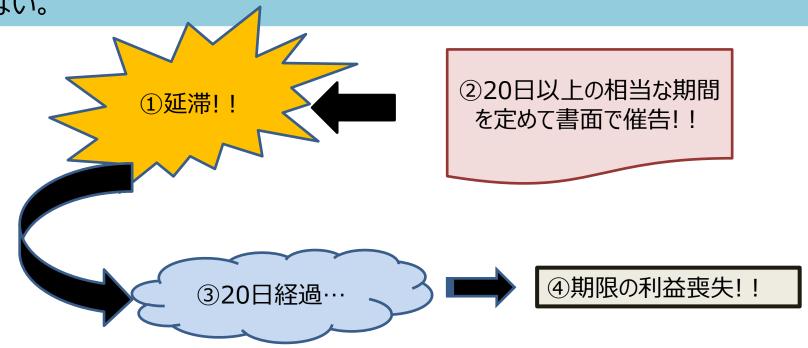


販売店の責任で消費者トラブルが生じた場合、クレジット業者に責任がなくても、クレジットの支払を拒否できる消費者の権利

3-6. 民事ルール ⑤契約の解除等の制限【包括/個別】

【法第30条の2の4、第30条の5の7、第35条の2の6、第35条の3の17】

● <u>賦払金等の支払義務が履行されない場合</u>には、20日以上(※1)の相当な期間を定めて支払を書面(※2)で催告し、その期限内に履行されないときでなければ、**契約解除又は残金の一括返済(期限の利益の喪失)の請求**ができない。



※1 事業者ごとに催告期間が異なる。

	包括(認定/少額を除く。)・個別	認定業者	少額登録業者
極度額10万円超	20日以上	20日以上	
極度額10万円以下	20日以上	7日以上	7日以上

3-6. 民事ルール ⑥損害賠償等の額の制限【包括/個別】

【法第30条の3、第35条の3の18】

いずれも

● 契約の解除や賦払金等の支払義務が履行されない場合に、**購入者等に請求で きる損害賠償等の額に上限**を設定。

- >毎月の支払がない場合 (期限の利益喪失前)
- ▶延滞後全額請求する場合 (期限の利益喪失後)



- ※遅延損害金とは、支払が遅れた場合ペナルティとして請求されるお金。
- ※個別クレジット、包括クレジットに適用され、リボルビングには適用されない。

参考:定期報告/事業報告の提出先等について

	登録包括信用購入 あっせん業者	認定包括信用購入 あっせん業者	登録少額包括信用 購入あっせん業者
申請先	経済産業局長	経済産業大臣	経済産業大臣
事業報告書 の提出義務	 ○ (経済産	(経済産業大臣)	
定期報告書 の提出義務	×	(経済産業大臣)	(経済産業大臣)

- ※ <u>認定包括信用購入あっせん業者は登録包括信用購入あっせん業者の地位も</u> <u>兼ねる</u>ことから、定期報告書に加え、**登録包括信用購入あっせん業者の地 位に基づいて**事業報告書の提出義務を負う。
- 事業報告(法第40条、省令第136条)と定期報告(法第30条の5の5第4項、第35条の2の7)は、別の報告制度。
- 事業報告書/定期報告書の提出期限は、事業年度終了後3か月以内。

- 1. 割賦販売法の概要
- 2. 後払信用の概要
- 3. 信用購入あっせんに対する規制の概要
- 4. クレジットカード番号等の適切な管理等の概要

- ●加盟店におけるクレジットカード番号等の漏えい事件や不正利用被害の増価を踏まえ、イシュアー、アクワイアラーに加え、加盟店に対してクレジットカード番号等の適切な管理を義務付けるとともに、不正利用の防止措置を義務付け。(平成28年改正)
- ●加盟店に対しクレジットカード番号等を取扱うことを認める契約を締結するアクワイアラー等に対して加盟店の調査等を義務付け。(平成28年改正)
- ●いわゆるオフアス取引の一般化や、昨今の決済方法の多様化を踏まえ、決済代行業者等やQRコードによる後払決済サービスを提供する事業者等を適切管理の主体に追加。(令和2年改正)
 - ※クレジットカード番号等の適切な管理等については、二月払購入あっせん(いわゆるマンスリークリア)も義務対象となる。

1. クレジットカード番号等の適切な管理(法第35条の16)

- クレジットカード番号等取扱業者(イシュアー、加盟店等)は、クレジットカード番号等の漏えい防止の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- クレジットカード番号等取扱業者は、クレジットカード番号等の取扱いを委託した者に対してクレジットカード番号等の適切な管理のために必要な指導その他の措置を講じなければならない。

2. クレジットカード番号等の不正な利用の防止(法第35条の17)

加盟店は、クレジットカード番号等の不正利用を防止するために必要な措置を講じなければならない。

【法第35条の17の2、第35条の17の8、第49条の2】

3. 登録制度 (法第35条の17の2)

・加盟店に対してクレジットカード番号等の取扱を認める契約を締結するクレジットカード番号等取扱契約締結事業者(アクワイアラー等)は経済産業省への登録が必要。

4. 加盟店調査等の義務 (法第35条の17の8)

・クレジットカード番号等取扱契約締結事業者に対し、加盟店調査(悪質加盟店の是正・排除、クレジットカード番号等の漏えい防止、不正利用の防止の措置状況)及び調査結果に基づいた必要な措置を義務付け。

5. クレジットカード番号等を不正入手した社に対する罰則 (第49条の2)

以下の者に対し、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金を規定。

- ① クレジットカード番号等取扱業者、クレジットカード番号等取扱受託事業者又はこれらの従業員、退職者で、業務に関して知り得たカード番号を**不正な利益を図る目的で第三者へ提供・盗用した者**
- ② クレジットカード番号等を詐取した者、管理者の承諾を得ずに複製した者、不正アクセス行為により取得した者
- ③ 正当な理由なく、クレジットカード番号等を売買した者、売買する目的で保管した者



クレジットカード情報の漏えい防止措置(クレジットカード番号等取扱業者)、<u>不正利用防止措置</u> (加盟店)、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者による加盟店調査及び措置等により、安全・安心なクレジットカード利用環境の実現を図る。 1号: クレジットカード会社

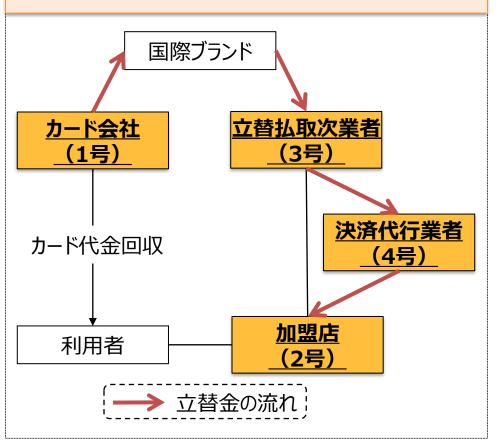
2号: クレジットカード加盟店

3号:立替払取次業者(クレジットカード会社

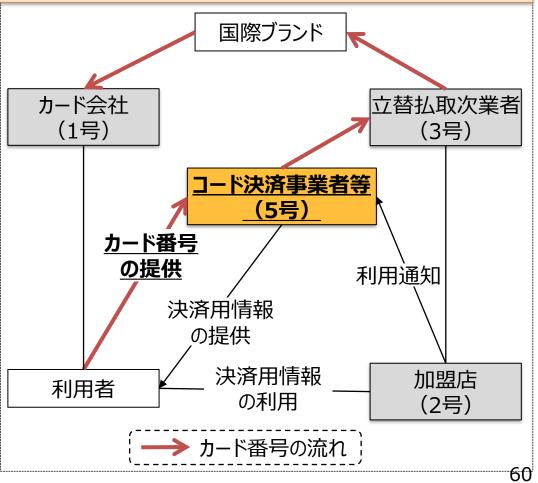
のために、立替金の交付を行う事業者)

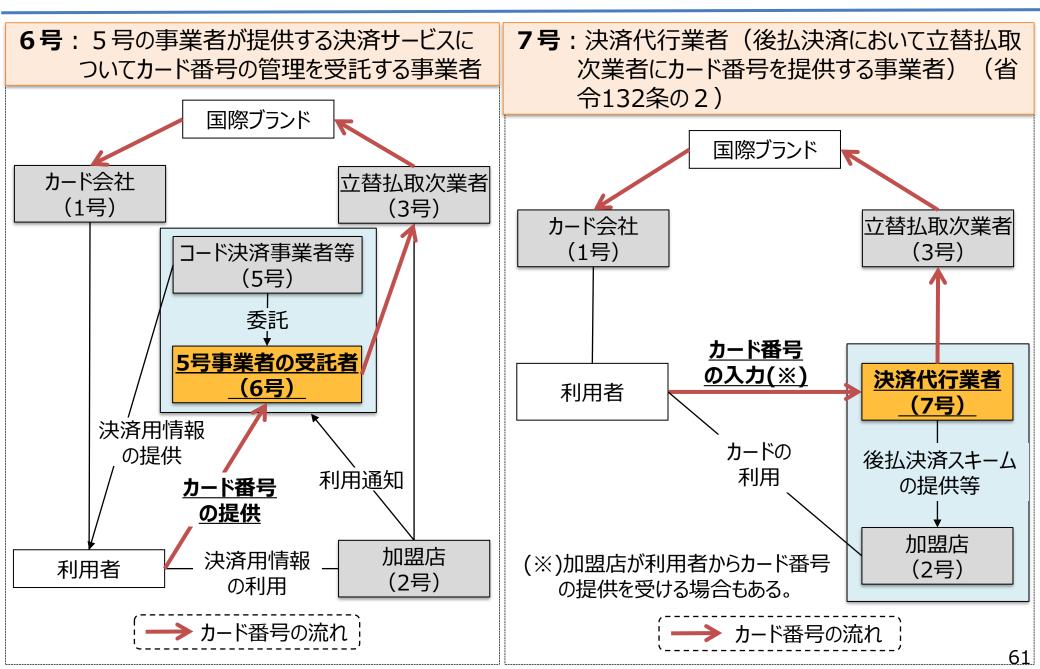
4号:決済代行業者(立替払取次業者のた

めに、立替金の交付を行う事業者)



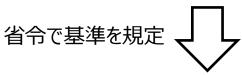
5号: コード決済事業者等(利用者から提供を受けたカード番号を用いて、次回以降、当該カード番号を入力することなく、商品購入等を行うことができるサービスを提供する事業者)





◆カード情報を盗らせない

クレジットカード番号等取扱業者(加盟店を含む。)は、**経済産業省令で定める基準に従い、**クレジットカード番号等の漏えい等の防止その他のクレジットカード番号等の<u>適切な管理のために必要な措置</u>を講じなければならない。



省令第132条

(クレジットカード番号等の適切な管理)

- 第百三十二条 法第三十五条の十六第一項の経済産業省令で定める基準は、次のとおりとする。
- クレジットカード番号等の漏えい、滅失、毀損その他のクレジットカード番号等の管理に係る事故(以下「漏えい等の事故」という。)の発生を防止するため必要かつ適切な措置を講ずること。
- 二 クレジットカード番号等取扱業者において漏えい等の事故が発生し、又は発生したおそれがあるときは、直ちに当該事故の状況を 把握し、当該事故の拡大を防止するとともに当該事故の状況に応じて速やかに、その原因を究明するために必要な調査(当該事 故に係るクレジットカード番号等の特定を含む。)を行うこと。
- 三 クレジットカード番号等取扱業者又はクレジットカード番号等取扱受託業者において漏えい等の事故が発生し、又は発生したおそれがあるときは、当該事故に係るクレジットカード番号等を利用者に付与したクレジットカード等購入あつせん業者は当該利用者以外の者が当該クレジットカード番号等を通知して特定の販売業者から商品若しくは権利を購入し、又は特定の役務提供事業者から役務の提供を受けることを防止するために必要な措置を講ずること。
- **四** クレジットカード番号等取扱業者において漏えい等の事故が発生し、又は発生したおそれがあるときは、当該クレジットカード番号等取扱業者は類似の漏えい等の事故の再発防止のために必要な措置を講ずること。
- **五** クレジットカード番号等をクレジットカード等購入あつせんに係る取引の<u>健全な発達を阻害し、又は利用者若しくは購入者等の利益の保護に欠ける方法により取り扱わないこと。</u>

● 省令第132条各号について(=省令で定めた適切管理の基準について)

<省令第132条第1号>

クレジットカード番号等の漏えい、滅失、毀損その他のクレジットカード番号等の管理に係る事故(以下「漏えい等の事故」という。)の発生を防止するため必要かつ適切な措置を講ずること。

どのような措置が「必要かつ適切な」ものであるかは、管理の対象となるクレジットカード番号等の性質(不正使用された場合に生ずる被害のリスクの程度等)によって異なる。

★国際ブランドが付帯しており、世界中で利用可能なクレジットカード番号等

- → ハイリスクなもの。「クレジットカード・セキュリティガイドライン」※に示された基準又はそれと同等以 上の措置を講ずることが求められる。
 - ※クレジット取引セキュリティ対策協議会(事務局:一般社団法人日本クレジット協会)が取りまとめ

【セキュリティガイドラインで示されている適切管理措置】

- カード会社、決済代行業者等、コード決済事業者等: PCIDSS準拠
- ●「非保持化」を実施している対面取引の決済代行業者等:リスクに応じたセキュリティ対策及び適切な管理運営等
- 加盟店:非保持化(同等・相当を含む)又はPCIDSS準拠

★国際ブランドが付帯していないクレジットカード番号等

→ 比較的低リスクなもの。当該リスクに応じた必要かつ適切な措置を講ずることが求められる。

● 省令第132条各号について(=省令で定めた適切管理の基準について)

<省令第132条第2号>

クレジットカード番号等取扱業者において漏えい等の事故が発生し、又は発生したおそれがあるときは、 直ちに当該事故の状況を把握し、当該事故の拡大を防止するとともに当該事故の状況に応じて速や かに、その原因を究明するために必要な調査(当該事故に係るクレジットカード番号等の特定を含 む。)を行うこと。

- ●クレジットカード番号等の適切な管理の一環として、加盟店を含むクレジットカード番号等取扱業者において、漏えい等の事故が発生した場合、又はそのおそれがあるときに、クレジットカード番号等取扱業者が講ずべき措置を規定したもの
- ★本号に基づく原因究明調査には、いわゆる「フォレンジック調査」も含まれる。

「フォレンジック調査とは?」

パソコンやサーバ上のプログラムや削除されたデータ、ログファイル上のアクセス記録の解析などを通じ、漏えい原因や漏えいルートなどを特定し、当該漏えい等の事故の全容を解明する調査のこと

● 省令第132条各号について(=省令で定めた適切管理の基準について)

<省令第132条第3号>

クレジットカード番号等取扱業者又はクレジットカード番号等取扱受託業者において漏えい等の事故が発生し、又は発生したおそれがあるときは、当該事故に係るクレジットカード番号等を利用者に付与したクレジットカード等購入あつせん業者は当該利用者以外の者が当該クレジットカード番号等を通知して特定の販売業者から商品若しくは権利を購入し、又は特定の役務提供事業者から役務の提供を受けることを防止するために必要な措置を講ずること。

- クレジットカード番号等取扱業者の内、**クレジットカード等購入あつせん業者**に課せられる義務
- ●クレジットカード番号等の適切な管理の一環として、漏えい等の事故が発生した場合、又はそのおそれがある場合には、当該漏えい等したクレジットカード番号等を発行したイシュアーは、当該漏えい等した(又はそのおそれのある)クレジットカード番号等が第三者に不正利用されるのを防止するため「正必要な措置を講じなければならない。

cf.加盟店における不正利用防止措置 (法第35条の17の15)

● 省令第132条各号について(=省令で定めた適切管理の基準について)

<省令第132条第4号>

クレジットカード番号等取扱業者において漏えい等の事故が発生し、又は発生したおそれがあるときは、 当該クレジットカード番号等取扱業者は類似の漏えい等の事故の再発防止のために必要な措置を 講ずること。

●クレジットカード番号等の適切な管理の一環として、クレジットカード番号等取扱業者は、漏えい等の 事故が発生した場合、又はそのおそれがある場合には、類似の漏えい事故の再発防止のために必要 な措置を講じなければならない。

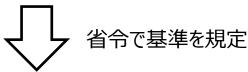
〈省令第132条第5号〉

クレジットカード番号等をクレジットカード等購入あつせんに係る取引の健全な発達を阻害し、又は利用者若しくは購入者等の利益の保護に欠ける方法により取り扱わないこと。

- ●主に悪質加盟店の排除を目的とした規定
- ●クレジットカード番号等取扱業者において、その取り扱うクレジットカード番号等を悪用し、利用者等の利益の保護に欠ける行為をすることがないように、社内の体制を整備すること等が求められる。

(クレジットカード番号等の不正な利用の防止)

第三十五条の十七の十五 クレジットカード等購入あつせん関係販売業者又はクレジットカード等 購入あつせん関係役務提供事業者は、経済産業省令で定める基準に従い、利用者によるクレジットカード番号等の不正な利用を防止するために必要な措置を講じなければならない。



省令第133条の14

(クレジットカード番号等の不正な利用の防止)

第百三十三条の十四 法第三十五条の十七の十五の経済産業省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 クレジットカード番号等の通知を受けたとき、当該通知がクレジットカード等購入あつせん業者から当該クレジットカード番号等の交付又は付与を受けた利用者によるものであるかの適切な確認その他の不正利用を防止するために必要かつ適切な措置を講ずること。
- 二 クレジットカード等購入あつせん関係販売業者又はクレジットカード等購入あつせん関係役務提供事業者において不正利用されたときは、その発生状況を踏まえ、当該クレジットカード等購入あつせん関係販売業者又は当該クレジットカード等購入あつせん関係役務提供事業者は類似の不正利用を防止するために必要な措置を講ずること。

4-1. クレジットカード番号等の不正利用防止

● 省令第133条の14各号について

<省令第133条の14第1号>

クレジットカード番号等の通知を受けたとき、当該通知がクレジットカード等購入あつせん業者から当該クレジットカード番号等の交付又は付与を受けた利用者によるものであるかの適切な確認その他の不正利用を防止するために必要かつ適切な措置を講ずること。

- ●どのような措置が「**必要かつ適切な**」ものであるかは、加盟店が行う取引の態様、取扱商材等(不正使用されるリスクの程度)によって異なる。
- ◆大きくは【対面加盟店】であるのか【非対面加盟店】であるのかの区別が重要である。
- ※ 【対面加盟店】【非対面加盟店】それぞれの中で、加盟店が行う取引の態様、取扱商材等(不正使用されるリスクの程度)によって異なる。

4-1. クレジットカード番号等の不正利用防止

【加盟店に求められる「必要かつ適切な」不正利用防止措置の概要図】 ※ 詳細はガイドライン参照

	対面加盟店			型店	非対面加盟店
国際ブランド付帯カードの利用受付	決済端末のIC対応		IC対応	多面的・重層的な不正使用対策の導入	
時の不正利用対	IC対応の形態		求められる本人確認方法	 ※取引の態様、取扱商材等によるリスク	
策	+立名由	C V Mリミット超		オフライン P I N	ベルカの恐様、成成間が等によるラベラ
(ガイドライン準 拠が求められる)	接触 IC	C V Mリミット以下		本人確認不要 (※ 特定業種に限る。)	
3,2,3 (3 (3) 2 6 (6)	非接触IC	C MALISTOL #77	モバイル型	Consumer Device CVM	│(本人認証(パスコード等による照合)・ │セキュリティコード・属性行動分析(IPア
		C V Mリミット超	カード型	オフラインPIN(接触に切替) サイン(切替不可の場合)	│ドレス、過去の不正取引等)・配送先情報 │の確認等)
		C V Mリミット以下	•	本人確認不要	
	***	CVM···Cardholde	r Verification	Method	
国際ブランド 非 付 帯カードの利用受 付時の不正利用 対策 (ガイドライン準 拠は求められな い)	用の防 ※ 各 応 求	**CVM···Cardholder Verification Method リスクベースでの必要かつ適切な措置 不正利用のリスク等に応じて必要かつ適切な不正利用の防止措置を講じることが求められる。 ※ 各カード番号等の性質や取引態様・取扱商材に応じたリスクを踏まえた措置を講ずることが求められる。 (磁気ストライプオーソリ・カードの外形の観察・サイン等)		必要かつ適切な不正利 ず求められる。 取引態様・取扱商材に 措置を講ずることが	リスクベースでの必要かつ適切な措置 不正利用のリスク等に応じて必要かつ適切な不正利用の防止措置を講じることが求められる。 ※ 各カード番号等の性質や取引態様・取扱商材に応じたリスクを踏まえた措置を講ずることが求められる。

4-3. クレジットカード番号等取扱契約締結事業者の登録制の導入

【法第35条の17の2】

● 加盟店に対しクレジットカードの取扱いを認める契約を締結するアクワイアラー(カード会社)について「登録制」を導入。また、アクワイアラーと同等の機能を有する決済代行業者(PSP)についても「登録制」の対象とする。

	クレジットカード番号等取扱契約締結事業者
目的	加盟店網における適切なクレジットカード利用環境維持を目的として課 される加盟店調査義務等を履行できる体制の確保。
登録の拒否事由	 □ 国内に営業所を有しない □ 登録取消しの日から5年を経過しない □ 割賦販売法に基づく刑の執行を終わり又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を未経過 □ 役員の不適格事由に該当する場合 □ 法の遵守体制や委託先の適切な管理体制が未整備 □ 暴力団員等との関連が認められる等
登録の更新	不要

(参考) クレジットカード番号等取扱契約締結事業者の登録制の導入

●アクワイアラー(カード会社)

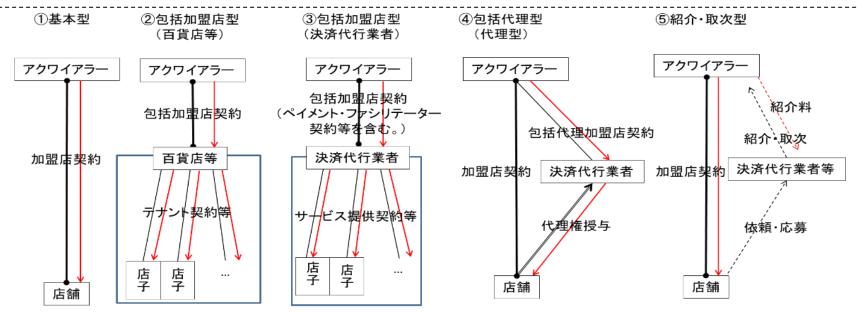
- ・加盟店契約締結業務を行う場合には、**登録が必要**。 (登録を受けた決済代行業者(下記 A)が加盟店契約締結業務を行う場合(=アクワイアラー自らは加盟店契約締結業務を 行わない場合)には、登録不要。)
- ・**外国法人**が日本国内で業務を行う場合には、登録に際し国内営業所の設置が必要。

●決済代行業者(PSP: Payment Service Provider)

A:決済代行業者が<u>加盟店との契約締結について</u>、アクワイアラーから包括的に授権され、実質的な最終決定権限を有し、加盟店管理を行う場合には、<u>登録が必要</u>。

B:決済代行業者の業務が例えば一次審査を行うにとどまり、最終決定権限はアクワイアラーが留保している場合(登録アクワイア ラーの下で加盟店管理業務の一部を行う場合)には、登録は不要。

※ 登録を要する者は、アクワイアラーとPSP間の契約に基づき、どちらが加盟店に対するクレジットカード利用の承諾権限を有しているかにより、明確に定まることになる。



- クレジットカード番号等取扱契約締結事業者に対し、加盟店調査(悪質加盟店の是正・排除、クレジットカード番号等の適切な管理、不正使用の防止のための調査)を行うことを義務づける。
- ●「クレジットカード番号等取扱契約締結事業者」に課される加盟店調査義務等

(1)初期審査(加盟店契約に先立って実施)

- ・ 加盟店に係る基本的事項 (所在地・代表者、取扱商材・役務内容、販売方法等) 等
- ・セキュリティ対策(クレジットカード番号等の適切な管理及び不正利用の防止等)の実施内容
- ・苦情の発生状況(※) 等
- (※) 取扱商材、取引形態等から見て、危険性の程度が低いと認められる場合は、調査を省略し、又は簡易な方法によることができる。

(2)途上審査(加盟店契約締結後)

①定期調査(平時において定期的に実施)

- ・<u>苦情の発生状況、セキュリティ対策の実施状況</u>等 (※)加盟店の取引状況を常時監視することやこれと同等以上の措置を講ずることで代替可能。
- ②随時調査(有事の際に実施)
- ・加盟店に係る基本的事項等の変更状況
- ・漏えい等の事故、不正利用の内容、セキュリティ措置の実施状況、加盟店に対する指導のための必要な事項等
- ・消費者の利益の保護に欠ける行為の有無、当該行為の防止体制 等

● 「クレジットカード番号等取扱契約締結事業者」は、加盟店調査を実施した結果、加盟店におけるクレジットカード番号等の適切な管理等が不十分であることが判明した場合には、加盟店契約を締結しない又は必要な対策を早急に講じるべく指導等を行わなければならない。

(3) 加盟店調査の結果に基づく必要な措置

- ・ 法令で定める基準に適合しない加盟店に対する必要な措置
 - ◇合理的な期間内に基準に適合するよう指導すること
 - ◇指導に従わないとき又は適合することが見込まれない場合、**加盟店契約を解除すること**
- ●業務改善命令、登録の取消し

【法第35条の17の10、第35条の17の11】

・ クレジットカード番号等取扱契約締結事業者がこの義務を履行していないと認められるとき、経済産業大臣は当該事業者に対し**業務改善命令**や**登録の取消し**を行うことができる。

(1) 初期調査(加盟店契約締結時)… 法第35条の17の8第1項

■基本的な事項についての調査(省令第133条の5第1号、第133条の6第2項)

クレジットカード番号等取扱契約締結事業者は、加盟申込店についての「基本的な事項」として、以下の事項を調査 しなければならない。

- ①加盟申込店が行う取引の種類
- ②加盟申込店の氏名、生年月日、住所及び電話番号
- ※ 加盟申込店が法人である場合は、名称、住所、電話番号、法人番号並びに代表者の氏名及び生年月日
- ■取扱商材等についての調査(省令第133条の5第2号、第133条の6第3項)

クレジットカード番号等取扱契約締結事業者は、加盟申込店が販売等しようとする商品等について、その種類を示す ものについて調査しなければならない。

- ※ ここでいう「種類を示すもの」について、どの程度詳細なカテゴリー分けをした調査をしなければならないかについて、 画一的な基準が設けられるものではない。
- ※ もっとも、加盟店が備えるべき不正利用防止措置の水準は、リスクベースでの判断により定まるところ、当該加盟店が取り扱う商品等の種類は当該リスク判断を基礎づける重要要素であるため、係るリスク判断を可能ならしめる程度の粒度での調査を実施することが求められる。

■番号等の適切管理等についての調査(省令第133条の5第3号、第133条の6第4項)

クレジットカード番号等取扱契約締結事業者は、加盟申込店が講じようとする

- ① クレジットカード番号等の適切な管理のための措置
- ② クレジットカード番号等取扱受託業者に対する必要な指導等の措置
- ③ 利用者によるクレジットカード番号等の不正利用を防止するために必要な措置

について、各措置がそれぞれ省令において求められている基準に適合しているかを調査しなければ ならない。

※ 調査の結果、基準に適合していない、又は適合しないおそれがあると認めるときは、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者は、当該加盟申込店との間で加盟店契約を締結してはならない(法第35条の17の8第2項)。

■特商法上の禁止行為等についての調査(省令第133条の5第4号、5号、第133条の6第5項、第6項)

第133条の5第4号/第133条の6第5項

クレジットカード番号等取扱契約締結事業者は、

【調査事項】

- ① 加盟申込店が調査の日の<mark>直近5年間に特定商取引法による行政処分を受けたこと</mark>があるか(ある場合にはその内 容も)
- ② 加盟申込店が<mark>消費者契約法違反の行為</mark>を理由とした民事上の訴訟を提起され敗訴判決を受けたことがあるか(ある場合にはその内容も) 等について

【調査方法】

- ・加盟申込店から**申告を受ける方法** 又は
- ・利用者若しくは購入者等から申出を受けた苦情内容の確認
- ・その他の適切な方法

によって、調査をしなければならない。

第133条の5第5号/第133条の6第6項

クレジットカード番号等取扱契約締結事業者は、

【調査事項】

・法第35条の3の7各号のいずれかに該当する行為を防止するために必要な体制の整備の状況に関する事項について 【**調査方法**】

・必要かつ適切な方法により調査しなければならない。

【調査が必要な場合】

省令第133条の6第5項に基づく調査の結果、

■ 1第133条の6第3項に盛りて調査の相条、 ・加盟申込店が調査の日の直近5年間に特定商取引法による行政処分を受けたこと

・加盟申込店が消費者契約法違反の行為を理由とした民事上の訴訟を提起され敗訴判決を受けたこと

があったことが**明らか**である場合

本調査は、初期調査の実施に際して常に行わなければならないものではない。

■利用者の利益の保護に欠ける行為に係る苦情の発生状況についての調査 (省令第133条の5第6号、第133条の6第7項)

原則

クレジットカード番号等取扱契約締結事業者は、

【調査事項】

利用者等の利益の保護に欠ける行為に係る苦情の発生状況 について

【調査方法】

- ・加盟申込店からの申告
- ・利用者若しくは購入者等から申出を受けた苦情の確認、
- ・認定割賦販売協会の保有する情報の確認(=JDM照会)
- ・インターネットを用いた情報の取得
- ・その他の適切な方法

によって調査しなければならない。

例外(省令第133条の6第1項ただし書)

上記の【調査事項】(=苦情の発生状況)に対する調査については、以下の例外が認められている。

	要件	効果
例外①	加盟申込店の取扱商材、取引形態等から見て、当該加盟申込店が利用者等の利益の保護に欠ける行為を行う <mark>危険性の程度が低い</mark> と認められる場合	上記調査を <mark>省略</mark> し、又は <mark>簡易な方</mark> 法によることができる。
例外②	ACQ等が先進的な技術又は手法用いた調査を実施して、当該加盟申込店が利用者等の利益の保護に欠ける行為を行う危険性の程度について上記の調査と同等の効果を確保できると認められる場合	当該先進的な技術又は手法を用いた調査をもって、上記調査の実施に代えることができる。

■利用者の利益の保護に欠ける行為の防止体制・苦情処理体制(省令第133条の5第7号、第133条の6第8項)

原則

クレジットカード番号等取扱契約締結事業者は、

【調査事項】

- 利用者等の利益の保護に欠ける行為を防止するために必要な体制の整備の状況に関する事項
- クレジットカード等購入あつせんに係る業務に関する苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制の整備の 状況に関する事項

【調査方法】

必要かつ適切な方法

【調査が必要な場合】

利用者等の利益の保護に欠ける行為に係る<mark>苦情の発生状況</mark>に対する<mark>調査をした結果</mark>、当該加盟申込店が他の加盟店と比べて、著しく利用者又は購入者等の利益の保護に欠けると認められる場合

例外(省令第133条の6第1項ただし書)

上記の【調査事項】(=苦情の発生状況)に対する調査については、以下の例外が認められている。

	要件	効果
例外①	加盟申込店の取扱商材、取引形態等から見て、当該加盟申込店が利用者 等の利益の保護に欠ける行為を行う危険性の程度が低いと認められる場合	上記調査を <mark>省略</mark> し、又は <mark>簡易な方</mark> 法によることができる。
例外②	ACQ等が先進的な技術又は手法用いた調査を実施して、当該加盟申込店が利用者等の利益の保護に欠ける行為を行う危険性の程度について上記の調査と同等の効果を確保できると認められる場合	当該先進的な技術又は手法を用いた調査をもって、上記調査の実施に代えることができる。

- クレジットカード番号等の適切な管理等を図るために必要かつ適切な事項 (省令第133条の5第8号、第133条の6第9項)
- ■いわゆるバスケット条項 法定の調査事項以外の事項についてもクレジットカード番号等取扱契約締結事業者の自主的な判断 により必要かつ適切と考えた事項について必要かつ適切な方法により調査することを促す趣旨の規 定である。
- ■もっとも、法定事項以外の事項についての追加調査をしていないことのみをもって加盟店調査義務違反を問うものではない。

(2)途上調査(①定期調査)… 法第35条の17の8第3項

■不正利用等についての調査(省令第133条の7、第133条の5第3号、6号及び8号)

原則

クレジットカード番号等取扱契約締結事業者は、自らが加盟店契約を締結している相手方たる加盟店について、以下 に掲げる事項をそれぞれ適切な頻度で定期的に調査しなければならない。

- ①加盟店が講じている
 - ・クレジットカード番号等の適切な管理のための措置
 - ・クレジットカード番号等取扱受託業者に対する必要な指導等の措置
 - ・利用者によるクレジットカード番号等の不正利用を防止するために必要な措置が法令で定める基準に適合しているかについての調査(第3号)
- ②加盟店における利用者の利益の保護に欠ける行為に係る苦情の発生状況 (第6号)
 - → クレジットカード番号等取扱締結事業者が把握している(自社DB等) 当該加盟店に係る苦情の発生状況に応じ適切な頻度及び方法で行う。
- ③加盟店における
 - ・漏えい等の事故の発生状況
 - ・不正利用の発生状況についての調査(第8号)
 - → クレジットカード番号等取扱締結事業者が把握している (自社DB等)当該加盟店に係る漏えい等の事故及び不正 利用の発生状況に応じ適切な頻度及び方法で行う。

3 いか関店において行われる 取引の種類、漏えい等の事故、不正利用、利用者から の苦情の発生状況に応じた リスク判断に基づき実施頻 度を定めることができる。

「それぞれ適切な頻度で」

※基本的事項や番号等の適切な管理等の措置等に変更があった場合には、その報告が受けられるように加盟店契約等で手当てすることが求められる(法第35条の17の5第1項第8号、省令第133条の3第1項第3号)

例外

上記③~⑤に掲げる事項に対する調査は、加盟店における取引状況を常時監視(リアルタイム・モニタリング)することやこれと同等以上の措置を講ずることをもって代替することが可能。

(2)途上調査(②随時調査)… 法第35条の17の8第3項

■加盟店の基本的な事項に変更があった場合の調査(省令第133条の8第1号)

【どの場合に調査しなければならないか】

加盟店からの申告・利用者等から申出を受けた苦情の確認・認定割賦販売協会の保有する情報の確認 又はインターネットを用いた情報の取得等の適切な方法により知った事項からみて、①加盟店につい ての基本的な事項、②加盟店における取扱商材等に変更があった場合

【何を調査しなければならないか】

上記の事項のうち、変更があった事項

■特商法違反の行為等が認められた場合の調査(省令第133条の8第2号)

【どの場合に調査しなければならないか】

利用者から申出を受けた苦情の内容の調査・イシュアーから通知を受けた苦情の内容の調査等その他の方法によって知った事項に基づき、加盟店がクレジットカード取引に関し、法第35条の3の7各号のいずれかに該当する行為をしたと認められる場合

【何を調査しなければならないか】

- ① 加盟店が行った当該法第35条の3の7各号のいずれかに該当する行為の内容
- ② 加盟店が講ずる、上記①の行為を防止するために必要な体制の整備状況に関する事項
- ③ 苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制の整備状況に関する事項

■利用者の利益の保護に欠ける行為が認められた場合の調査(省令第133条の8第3号)

【どの場合に調査しなければならないか】

利用者から申出を受けた苦情の内容の調査・イシュアーから通知を受けた苦情の内容の調査等によって知った事項に基づき、利用者の利益の保護に欠ける行為に係る苦情の発生状況に関する、他の加盟店との比較の観点から、当該加盟店について、利用者の利益の保護に欠けると認められる場合

【何を調査しなければならないか】

- ① 加盟店が利用者の利益の保護に欠ける行為の内容
- ② 加盟店が講ずる、上記①の行為を防止するために必要な体制の整備状況に関する事項
- ③ 苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制の整備状況に関する事項
- ■加盟店において漏えい等の事故が発生した場合の調査(省令第133条の8第4号)

【どんな場合に調査しなければならないか】

加盟店からの連絡・その他の方法によって知った事項からみて、加盟店による<mark>漏えい等の事故が発生し、又は発生した**おそれ**があると認められる場合 「発生した相当程度の蓋然性が認めら」</mark>

れる|場合に調査義務が発生

【何を調査しなければならないか】

- ① 当該漏えい等の事故に関し、加盟店が行った<mark>原因究明等の調査</mark>(省令第132条第2号に基づき加盟 店が実施する調査)の<mark>結果</mark>
- ② 当該加盟店がカード番号等の適切管理について、法令の要求水準に適合した措置を適切に講ずるように指導をするために必要な事項
- ③ 当該加盟店が類似の漏えい等の事故の再発防止策を講ずるように指導をするために必要な事項

■加盟店における不正利用防止措置に支障がある又はそのおそれがある場合の調査 (省令第133条の8第5号)

【どの場合に調査しなければならないか】

イシュアーからの連絡その他の方法によって知った事項に基づき、加盟店における不正利用の**発生状況**その他の事情からみて、当該加盟店による不正利用の防止に支障を生じ、又は生ずる**おそれ**があると認められる場合

【何を調査しなければならないか】

① 当該不正利用の内容

「支障がある相当程度の蓋然性が 認められる」場合に調査義務発生

- ② 加盟店が当該不正利用の防止を図るために講ずる省令第133条の14第1号の規定による措置(本人によるカード利用であるかの適切な確認等)の実施状況
- ③ 省令第133条の9第1号及び第3号に掲げる措置(省令第133条の14第1号に規定する基準に適合した本人によるカード利用であるかの適切な確認等の不正利用防止措置及び類似の不正利用の発生防止のために必要な措置を講じるよう指導すること)を適切に講ずるために必要な事項
- ■その他の場合の調査(省令第133条の8第6号)

【どの場合に調査しなければならないか】

第2号から第5号までに掲げる場合には該当しないが、加盟店による**カード番号等の適切な管理等**に支障を生じ、又は支障を生ずるおそれがあると認められる場合

【何を調査しなければならないか】

カード番号等の適切管理措置に加え、のみならず、不正利用防止措置も含む。

当該認められた支障に応じて、これを解消するために必要な措置を適切に講ずるために必要な事項

※ 例えば、漏えい等の事故が発生したとは認められないし、発生した蓋然性があるとも認められないが、加盟店において講じているカード番号等の適切管理措置に致命的な欠陥が認められたような場合には、当該欠陥を補うための措置を適切に講ずるために必要な事項を調査しなければならないこととなる。

83

(3) 加盟店調査の結果に基づく必要な措置… 法第35条の17の8第4項

■措置の具体的内容(省令第133条の9)

どの場合	何をするか	
加盟店におけるカード番号等の適切管理措置等が法定の基準に適合していない場合	法定の基準に適合した措置を講じるように指導(1 号)	
加盟店において漏えい等の事故が発生し、又は発生したおそ れがあるとき	類似の漏えい等の事故の再発防止のために必要な 措置を講じるように指導(2号)	
加盟店において不正利用の発生が多発等しているとき	類似の不正利用の再発防止のために必要な措置を講じるように指導(3号)	
加盟店が上記に基づく指導にしたがわない又は法定の基準を 満たすことが見込まれないとき	加盟店契約の解除(4号)	
イシュアーから省令第60条第2号に基づく苦情連携を受けたときであって、当該連携を受けた苦情に基づき、加盟店において利用者の利益の保護に欠ける行為(法第35条の3の7各号に掲げる行為を含む。)があったと認められることを理由に随時調査を実施した場合	必要に応じて 、随時調査に関する情報をイシュアーに フィードバック (5号) 「必要性」は利用者の権利行使に	
※ 苦情処理については3-3参照	寄与するかという観点で判断	

※ 苦情処理については3-3参照

(参考) 割賦販売(自社割賦) ローン提携販売の規制概要

- 行為規制
 - 割賦販売条件の表示義務 (割賦販売: 法第3条、ローン提携販売: 第29条の2)
 - · 書面交付義務

(割賦販売:第4条、ローン提携販売:第29条の3)

- 民事ルール
 - 契約の解除等の制限(割賦販売:法第5条、ローン提携販売:第29条の4)
 - 契約の解除等に伴う損害賠償等の額の制限 (割賦販売のみ:第6条)
 - ・ 所有権に関する推定 (割賦販売のみ:第7条)
 - ・ 適用除外 (割賦販売:第8条、ローン提携販売:第29条の4)
 - ・ 抗弁権の接続

(ローン提携販売のみ:第29条の4)

- 行政権限等
 - 報告徴収命令 (割賦販売のみ:第40条)
- ・ 刑事罰 (第53条 ほか)

(参考) 割賦販売法に規定する罰則

3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又 は併科	無登録営業 名義貸しの禁止違反
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金	自己又は第三者の不正な利益を図る目的で、クレジットカード等購入 あっせん業者等によるカード番号等の第三者への提供・盗用(又は不 正取得) 等
2年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金(又は併科)	業務停止命令違反 指定信用情報機関の情報漏洩 等
1年以下の懲役又は100万円以下の罰金	カード等の譲受等禁止違反
1年以下の懲役又は50万円以下の罰金	認定割賦販売協会の秘密保持義務違反
100万円以下の罰金	改善命令違反 認定割賦販売協会の情報提供義務違反 等
50万円以下の罰金	取引条件の表示・情報提供/書面交付義務違反 調査(支払能力、勧誘販売方法)義務違反 立入検査の拒否・妨害・忌避 等
30万円以下の罰金	変更届出義務違反 等
過料	認定割賦販売協会の社員名簿縦覧義務違反 認定割賦販売協会の名称使用制限違反 等

(参考) さまざまな支払手段等と関連する法規制

	キャッシング		
プリペイド (前払い)	デビット (即時払い)	クレジット (後払い)	キャッシング (現金借入れ)
あらかじめ入金 (チャージ)した金額 の範囲で代金等支払 いに充当	利用者の銀行口座から 即時引き落としにより 代金等支払い	カード会社が <u>立替払い</u> を 行い、利用者の銀行口 座から 一定期間後 に 引き落とし(割賦、リボ等)	一定の利率で利用者 に 現金を貸し出す
資金決済法 (平成21年) 「 資金決済サービス の適 切な実施、利用者の保護、 同サービスの提供促進」	銀行法 (昭和56年) 「信用維持、預金者の保 護、金融の円滑」「銀行の 業務の健全かつ適切な運 営」 ※銀行業「為替取引」に当たり得る が、デビットカードに関する特段の規 定なし。	割賦販売法 (昭和36年) 「 取引の健全な発達 、購入 者の利益保護、 商品流通 の円滑化 」 ※ <u>販売促進</u> のための「 <u>取引秩序法</u> 」と して制定。	貸金業法 (昭和58年) 「 貸金業者の業務 の適 正な運営、資金需要者 の利益保護」
Suica	Visa デビット 4000 1234 5578 9010 4000 cardholder Name VISA	CREDIT CARD 1234 5678 9012 3456 NRME	S CTARR S CTAR